

二 中世の出石

二 中世の出石

1 出石の在地中世文書

○ここでは、出石神社文書・惣持寺文書・神床家文書などの出石の在地中世文書を、所蔵者ごとにまとめて掲出した。それぞれの所蔵者ごとに編年しているが、成巻されているものは現状を尊重して、今ある順序のままに掲載している。一部に近世のものも含んでいるが、近世のものは重要と思われるもののみにとどめてある。

(イ) 出石神社文書

出石町宮内 出石神社蔵

三 某袖判下文 嘉祐四年十一月三日
鎌倉遺文 七ノ五三二〇号

(袖判)

下 出石社

定補神主職事

源家則

□^(右)以人為彼職、有限神事、無懈怠、□^(可)令勤仕之狀、
如件、神人等宜承知、敢勿違失、故下、

嘉祐三年十一月三日

二七 某袖判下文 元亨四年四月 日

(袖判)

下 但馬国出石社

定補 御衾田并神主職事

家朝

右以人為彼職、可令執行神事、社家承知、敢勿違失、
以宣、故下、

元亨四年四月 日

二六 後村上天皇綸旨 (宿紙)

正平六年六月七日

但馬国出石社、任建武 官符、所被止領家号也、早存

其旨、殊可令抽御祈禱之精誠者、天氣如此、悉之、

正平六年六月七日

勘解由次官 (花押)

出石社神官等中

〔一見了 (花押)〕

但馬国一宮出石社氏神主長尾彦太郎家景代舍弟彦七長
家申軍忠事

右當□御大將軍堀河左衛門佐殿、原僧都御坊、江田治
部卿殿三方有御合駄、自去年十一月一日、押寄當國^(印)

^(米郡)部城、同二日御戰之時、長家自坂前馳參、致軍忠、同
十五日御敵今川前駿河守迄于沒落期、致軍忠之條、同

所合戰之間、當國御目代江滝口左衛門尉、多江間十郎
等所令見知也、早為後証、欲下賜御判候、仍恐々言上
如件、

正平七年十二月 日

二〇 山名氏清祈禱判物

明德元年九月十七日

但馬国一宮出石社事、為御祈禱所、公家・武家御敬信
異于他也、仍令停止軍勢并甲乙人等亂入狼籍、全散在
神領、天下安全・武運長久御祈禱、弥可致精誠之狀、

如件、

二五 長尾長家軍忠狀

正平七年十二月 日

明徳元年九月十七日

〔山名氏清〕
民部少輔（花押）

奉祈一天泰平・國土豐饒之狀、

当社神主殿

云一 後小松上皇院宣

（宿紙）（応永二十六年）十二月十七日

蓮花王院領但馬國出石・神戸両郷、外宮役夫工米事、
於三代御起請地者、被免除之間、可止其責之由、被仰
造宮使了、可令存知給之由、

院御氣色所候也、仍執達如件、

（応永二十六年）
十二月十七日

〔柳原〕
左中弁行光奉

謹上 前治部權大輔殿

○柳原行光の左中弁在任は、応永二十六年三月から
同二十七年閏正月まで。

二三 沙門某勧進状 大永四年八月 日

勧進沙門某 敬白、

請特蒙十方施主助成、修造但州一宮出石大明神社頭、

竊以天地開闢而一神顯御座以来、伊弉諾・伊弉册尊共
為夫婦大神、有御降誕、為日域、朝中宗廟（廟）、弘法王法、
武勇諸務、併無不神之擁護、抑當社大明神者、忝守粟
散辺地小国、為敬愛福寿悉地、現垂迹和光彩、自新羅
國、有影向、着但馬津居山浦、爰知國中郡里鄉湛海水
漫々、更人民可住無所居、然間、以所持御劍、峨々巖
両瀬戸切開、是則衆生濟度善巧、慈悲深重化現也、自
余以降、河水流通、草木作林、諸人成市、所謂人皇十
代帝 崇神天皇御宇是也、倩案御本地、十一面尊像婆
娑有縁薩埵也、雖愁緣謝、即滅時來、去永正元稔夏比、
軍勢乱入刻、火災頻起、社壇・堂舎・仏像・經卷・末
社諸神、一時成灰燼、見者咽悲歎焰、聞者沈哀憐思、
方今當宮神主源家治、悲炎上荒蕪業、臨機興即生砌、
蒙貴賤上下恩助、雖令建立本社、國之兵亂、經年月間、
未終造宮之功、依之、青風劇則惄參詣利生之舞姬、白
露重則損棟梁椽柱之靈木、故數輩勸進聖、遣自他國、

憑遠近尊卑之助縁、欲令再興神社仏像、然則結縁道俗、不恥一錢一粒、合力男女、不惜千金數玉、同住無二信心、可預奉加者也、若余者、与力甲乙之輩、現世保安穩快樂之榮福、當來到九品蓮台之淨刹、兼亦、宝祚長久、四海無事、風雨順時、五穀成熟、寿算万歳、勸進之趣、蓋以如斯、

大永四年八月 日 沙門某敬白

一神領一切不可売買事、付不可入于質物事

一神社小破之時、其相應常々可加修理事、付神社無懈怠、掃除可申付事

右之条々可堅守之、若違犯之輩於有之者、隨科之輕重、可沙汰者也、

寛文五年
七月十一日

二三 出石社定書 寛文五年七月十一日

二四 磨持寺文書 (一卷)
出石神社藏

○配列は現状成卷の順に従う。

* 西林寺千手密院宮内出石両所之遺文并雜記

一諸社之祢宜・神主等、專學神祇道、所其崇敬之神躰、
弥可存之、有來神事・祭礼可勤之、向後於令怠懈者、
可取放神職事
一社家位階、從前々以伝奏遂昇進輩者、弥可為其通事
一無位之社人、可着白張、其外之裝束者、以吉田之許
状、可着事

一宮出石大明神大社日本紀并旧事記載之曰、新羅國王子天
日材尊將八種神寶來鎮座于此詳有両記也、廣故略之、當寺本尊聖觀自
在薩埵者、蓋日材尊所携來而、身量一尺五寸、天竺真金
浮檀金鑄像也、相云、聖武皇帝之朝、創安置此尊於本堂、
建立十六区僧坊、号曰応峰山磨持寺、當寺其隨一也、其后

有興廢數度、享徳・文明之比、當寺先師増泉与衆徒、戮力
勵中興之功、如左、

(1) 風早六大夫山寄進狀 享徳三年十二月廿一日

〔端裏書〕
〔土器大夫寄進狀 五通記〕

奉寄進山之事

合山壺所者 東ハ限流尾ヲ、西ハ限田之クロヲ、南ハ
限ツハイ原ノ塚ヲ、北ハ限大杉ヲ也、

右之一所者、某か土器給分之山にて候を、為後生善処、
惣持寺御本尊觀音ニ永代奉寄進候上者、於子孫、末世
ニも違乱煩不可有候、仍而為後日、寄進状旨、如斯、

享徳參年 甲十二月廿一日 カサハヤノ 六大夫 (花押)

〔裏判〕
〔惣持寺本尊証一和尚増泉 (花押)〕

同料紙壺通副之

(2) 垣屋豊遠書下 (折紙) 文明四年五月十六日

但馬國出石郡一宮惣持寺敷地之事、証文并坪付等、各

加一見畢、爰有子細、多年雖遷寺院於他所、往往古之
蹤跡、再興堂舎於當所上者、彼境内山林田畠以下、如
先々、寺家進退不可有相違之者也、仍狀如件、

文明四 五月十六日 豊遠 (花押)

〔押紙カ〕 惣持寺衆徒中

〔垣カ〕 (金)
〔口屋口口剛寺殿御判物〕

* 山名越前守豊遠者、清和源氏新田義重二男、山名冠者義範十
二世宮内少輔時應号大明寺殿、嫡子持豊名宗全、二男豊遠乎、
豊遠寄進妙見山灯明料田証文曰、前大明寺殿雖為寄附、有名
無实之故、改令寄附之云云、百将伝曰、義政公之時、宗全入
播州、擊破赤松氏云云、文明義政公之治世之暦号也、持豊、
豊遠同時可知、

(3) 河越遠治書下 (折紙) 文明四年六月十一日

出石郡一宮惣持寺事、近年引遷旧跡付而、境内山林如
形、田畠以下証文并坪付等、悉京都之懸御目、則 御

判頂戴候訖、然所、聊企濫訴、致狼籍之輩者、堅可廻
罪科者也、仍狀如件、
(精)

文明四
六月十一日

(河越)
遠治
(花押)

惣持寺年行事

(5) 井伊掃部助指出 大永七年三月十三日

(宮)
一きう 西林はう之分指出之事

(在坪)
ありつぼうしろなわて

合壱反 分錢九百文

右、指出申所、如件、

大永七年 井伊かもん助

三月十三日 こけい

一宮

西林坊

まいる

(4) 光治・永全連署禁制(折紙) 文明十年七月四日

*
當寺再興之事、尤神妙之至也、然寺中山林近年以荒廢、
時之非例甲乙人等恣刈取云々、為事実者、太不可然、
早任先規制札之旨、向後堅可令禁制亂妨、仍狀如件、
(精)

文明十
七月四日

永全
(花押)

(6) 蓮華寺快賢等連署請文 元和七年八月廿一日

惣持寺衆徒中

貴老之上人号之事、於京都、馳走之御人御座候而、御
室宮様へ被仰之、補任御赦可被成候、若以成擬御座候

者、何れも罷出、御理可申上候、為後日、一書如此候、

(7) 惣持寺十如坊盛舜讓狀 天文九年十月二十日

元和七年

八月廿一日

蓮華寺
快賢(花押)

合壠供者
田數坪付
別紙在之

長樂寺
空雅(花押)

東樂寺
賢慶(花押)

正法寺
弘賢(花押)

妙樂寺
繼舜(花押)

(總持寺舜勝法印)

御坊中

* 細旨有于別、不列此、

此年舜勝(賜)法務宮之輔任(補)、直達職事、賜上人号 細旨、其始

元和三年三載法務宮、下一宗之法制、曰、在國之僧、近年猥申下
上人号、着用香衣、甚以無其謂、自今以後、令停止畢、但有

智晉之輩者、各別云云、可知舜勝不例于他矣、

右、彼代僧職者、恵有法師末代之知行タリトイエトモ、
千手院御存知にて、賢勝法師仁讓渡上者、寺社之勤行
讓渡但馬國一宮惣持寺供僧職之事
惣持寺弥勒院惠宥讓狀 天文二十三年四月四日
惣持寺十如坊
盛舜(花押)

大進公

(8) 惣持寺弥勒院惠宥讓狀 天文二十三年四月四日

讓渡但馬國一宮弥勒院代僧職之事

合式反半者 分米
瓦石六斗

右、彼代僧職者、恵有法師末代之知行タリトイエトモ、
千手院御存知にて、賢勝法師仁讓渡上者、寺社之勤行

1 出石の在地中世文書

諸役以下無解怠勤仕申、可有知行者也、若於同法門中

仁違乱煩申者出来候者、任此証文旨、公方為御沙汰、

堅可被處御罪科者也、仍為後日、讓狀如件、

天文廿三年四月四日

惣持寺弥勒院

惠宥（花押）

大式公殿

まいる

(9) 成田家久書状 弘治三年五月十六日

成田三郎右衛門尉

（瑞裏ウワ書）

口 千手院 御同宿中

家□久

佐治与三左衛門尉

春次（花押）

千手院 人々御同宿中

まいる

(10) 佐治春次書状 永禄三年十一月十五日

公用六百文但無諸公事 同所代管^官并

鏡也、但限有公用沙汰候て、永代口

於此田畠者、

親子親類、又他人等違乱口

出来候者、任此讓狀之

旨、公方為御沙汰、堅口

者也、仍而為末代、讓

弘治三年五月十六日 家久

一宮惣持寺

まいる

状如件、

(天文十) 武癸年十一月十日
卯曜木宿日 惣持寺正福院光永

(手印)

(少式)
公

進之

(12) 伊秩重久裏封渡状 天文十二年十一月十五日

○本來は裏書の本文書が表にして装訂されている。
(裏書上部欠)

事、乘順房弟子兄ノ千手院をおきぬき、光永

□ □ (彼)讓状被取之、既以徳丸豊後守方、雖被達上聞

候、□ □者、千手院被申分、不相紛儀候条、彼被申

分候通、□ □へ相達候へ者、無余儀之趣、被聞分、

讓状被返付候旨、□ □之渡進入候、以此旨、買地分

并南坊供僧職之儀、□ □可有御抱者也、為其、乍恐、

封裏渡申候也、仍如件、

(天文十一) 年十一月十五日 伊秩重久 (太和守)

まいる

*右裏書、表譲状也、正福院光永、有生手塗墨判形、

(13) 伊秩重久書状 三月六日

(包紙ウワ書)
千手院

まいる 御同宿中

伊秩大和守
重久

〔

惣持寺西林坊屋敷之儀、從往古、千手院御 (進)_退

旨を以、末代御しんたいあるへく候、將亦、菊順事、

まへ乃丹被官之趣を以此方へ罷出候て、御抱分之屋職

等ハ手を入之由、曲事之儀候間、かたく可申付候条、

別儀有間敷候、恐々謹言、

三月六日 重久 (花押)

千手院

御同宿中

*伊秩大和守重久、嫡子石見守重泰者、孝徳天皇四十七代八木山城守豊重二男、有号伊秩石見守奉春者、重久・重泰彼子孫歟、昔時有称山名四臣者、八木其一也、

(14) 佐治春次書状 二月十三日

(端裏ウワ書)
(切封)

佐治与三左衛門尉

千手院 御同宿中

春次

猶々御存分之趣、其身懇之申聞候、何様も奉頼
存之由、申事候、就菊順儀、昨日様躰申入候つる、就其、其方へ致同道、
參候、其方次第、太和守殿(大)へ被召具候て、御出可然存
候、向後之儀も、若者之儀候間、被懸御目候て、可被
懸御意候之由、申事候、猶於様躰者、此兩人可被申入
候、恐惶謹言、

(裏切封)

二月十三日 春次 (花押)

(15) 立入某書状 (折紙) 十一月四日

但馬国惣持寺之住光盛僧都、依有 縱旨頂戴、被遂參
内候、就其、拙者方迄、女房奉書被成下之条、則送

遣之候、此旨其國於応峰山、可有御披露候、恐惶謹言、

禁裏御倉立入

十一月四日 卜三 (花押)

光盛僧都御房
御同宿中

(16) 皆明寺禪宥添狀 (折紙) 九月五日

以上

先度海山和尚被仰入付、法印号被遣處、重而為御礼賢
性坊被相越候、遠路御念之入申候故、御門様被成御對
面、御盃被下候、是以、長老御取成故候、將亦、為後
日、申入候、自然、僧正上人外着色衣被申仁於在之者、
急度可有穿鑿候、兩御所様御朱印旨、其外從當御門
主、可被仰付候、不及申入候へ共、為御心得、具申入
事候、恐々謹言、皆明寺
(花押)

九月五日

千手院法印御房
玉床下

* 縱旨有于別、不列此、

當寺後中興開山光盛僧都任大僧都転法印、兼領一國僧綱矣、
其始或兵火回錄^{永正}入于境、燒亡堂舎、或盜賊穿於扉、掠出本尊、
光盛再建本堂、新造千手像安置之^{今宮内本堂}、其後自妙于丹
之後州野復矣、直入當寺、奉為本尊^{今當寺}觀音此也、不入本堂者、
蓋怖盜賊之難也、

(17) 木下將監昌利書狀（折紙）十月六日

尚々、御懇之御尋、満足申候、爰元近日相すミ候条、
參可申承候、尚東之坊へ様躰懇ニ申入候間、不能巨細
候、以上

被寄思召御使僧、殊爰許稀御酒被送下候、遠路御懇切
之段、難申尽存候、帰陣之刻、必以參、御礼可申述候、

將又槍之事、如御意調進之候、此分にても以來之儀ハ
立申間敷存候へ共、先如此候、委細之段、東之坊へ申
渡候、恐々謹言、

十月六日 木将監
昌利（花押）

惣持寺
御寺御中
まいる

* 木下將監昌利者、羽柴美濃守秀長一族也、此時秀吉公没収惣
持寺百石之寺領矣、此状有故、天正年中羽柴美濃守秀長移此
隅城于当所之時、撰当城之鬼門、移当寺於当山、蓋令祈城主
累代之嘉運也、光盛勸請内外神祇^{武氏}、当城結界、祈万代不損之
擁護、此時、秀長在京師、室住当城、代官等未移于当所乎、

(18) 前野長康判物（折紙）文禄四年七月一日

千手院跡職之儀、如前々、即中納言方ニ無相違、申付
候、恐々謹言、

但（前野但馬守）

文禄二年
七月一日
出石千手院内
中納言殿

長康（花押）

* 前野但馬守長康在当城、舜勝沙弥之時、号中納言、入光盛之
室者數輩、頗密成立者五人、曰知足院光智、高野蓮華三昧院
光宥（俗曰接）、智明院光尊、西林坊光賞、当寺舜勝也、長康使
舜勝為住持也、

(19)

知足院光智書状（折紙）九月五日

九月五日
但州出石
千手院
参

尚々、貴院西林なとも老僧へ毛頭如在有之間數候、
若違背候者、上様御法度之儀候間、信濃守殿へ相理
可申候間、為御心得、兼日申入候、委細正福院へ申
含候、以上

幸便之条、一書申入候、仍正福院高野登山候而、被遂
大阿闍梨候、就夫、中将も投花灌頂執行候而、爰許仕
合無残所候間、老僧も可為満足と存事候、將又、我等
事、去年大坂御陣之砌より罷上、当夏中両 上様御在

京之内者、京都ニ相詰申、先月高野罷登、于今在之事
候、若相應之用所候者、可被仰候、就中、当年從 上
様、日本國中之諸真言家可為門徒者、其かしらへ不相
隨仁者、可為曲事之旨、堅被仰出候、愚僧なとも其
御書付頂戴申候間、其國太守信濃守殿へも、於京都懇
ニ可申渡候間、各其御心得肝要ニ候、恐々謹言、

〔小出吉親〕

(20) 矢野竹庵書状 五月十三日

〔端裏書〕
〔切封〕 千手院様御同宿中 矢竹庵丈

尚々、智明院相違ニ候付而、右之通ニ被仰出候間、可
被成其御心得候、以上

來ル十六日御城御嘉例之御大般若ニテ御座候、御称名
之儀、貴様可被成之由、殿様御誕ニ候間、諸寺御触被
成、十六日早天乃御城へ御出被成、可被成御取行候、

知足院（花押）

為其申入候、恐惶謹言、

五月十三日

□^(等承)
（花押）

*大和守吉英當所再城主之時、智明院光尊欲奪城中之祈願、故有此狀、矢野竹庵者、吉英執事之臣也、

(21) 村橋惣太夫等連署奉書（折紙）六月十二日

去月廿一日之御状相達致拝見候、如仰、大守公益御機嫌好被成御座、恐悦御同事奉存候、然者御祈禱料年々御寄付可被遊旨、去日比被仰渡忝思召候由、御尤之御事珍重存旨、則御紙面之趣、遂披露候處、宜相心得可申入旨、被仰候、恐惶謹言、

六月十二日

村橋惣太夫
一心

（花押）

湯浅郷右衛門

利光

（花押）

千手院様

御報

*至吉英五世播磨守英長之時、寄付料漸微也、光盛五世舜教訟之、応訟如此、

(22) 岡部九郎兵衛書狀（折紙）十二月五日

御状令披見候、寒氣之節候得共、殿様倍御機嫌能被成御座、恐悦之旨、尤存候、然者持院貪地ニ付、修復難叶自力、依之此度俵数被下置、難有被存之旨、右為御

禮、預示之趣、令相達候、恐々謹言、

十二月五日 岡部九郎兵衛

□
（花押）

千手院

(23) 鈴木助之進書狀（折紙）十一月廿八日

貴札令拝見候、甚寒之節御座候へ共、殿様倍御勇健被成御座、恐悦御同事之御事候、然者、貴院江去比俵子被遣忝思召候由、御尤存候、依之、入御念預示之趣、致承知候、恐惶不宣、

鈴木助之進

十一月廿八日 公□
（花押）

千手院

貴答

*元禄十歳松平伊賀守忠栄移住当城、其先在丹州龟山城之時、
祈武運於国神池寺、在当城亦於于此、故当寺累代祈願寄付料
悉断絶矣、舜教又訟之時、賜修覆料米穀十石、其后累年祈願
料相続如左、

(24) 横地外記書状

四月廿一日

追啓、左之儀数引私前、幾度ニも御勝手次第御請取可
被成候、已上

弥御堅固之旨、珍重御事候、比日茂預御尋添存候、拙
者儀も、近日罷立候、江府より以書狀、可得貴慮候、別
而ニ御残多存候、何とぞ近年之内、是非思召立信州
御下向奉待候、然者例年之通、御祈禱料儀数所替ニ付、
其元御勝手次第相渡伊様ニ役人中江申聞置候、左様ニ
御心得可被成候、取込不能詳候、余事重而可申仲候、
已上

千手院

貴下

尚々、元方々指図次第、藏奉行可被仰進候、已上

(25) 榊村宇兵衛等連署書状（折紙）

四月九日

一筆致啓上候、然者御祈禱料米、霜月ニ相渡候得共、
当年者所替ニ付而只今相渡可申候間、例之通御藏奉行
両人方江手形被遣、御受取可被成候、右為可得御意、
如是御座候、恐惶謹言、

榊村宇兵衛

基貞（花押）

山口源兵衛

貞清（花押）

千手院

(26) 師岡加兵衛書状（折紙）

九月廿一日

貴札令拝見候、愈御無事御勤之由、珍重存候、然者谷
山神明三所御修理被仰付、難有被存候由、御尤旨被仰
越候、御紙面之趣、得其意存候、是又其元私宅相替儀
茂無御座候旨、被仰聞致大慶候、拙者儀、無異事相勤

四月廿一日 横地外記（黒印） ○印文「政春」

罷在候、從是者御無音罷過候、猶後音之時候、恐惶謹言、

被所罪科申候、仍為後日、寄進狀如件、
至德二年丁卯六月日 寂靜院明仙（花押）

九月廿一日 師岡加兵衛 直政（花押）

千手院

御報

*忠榮修覆神明宮・石部宮舞殿、建立華表矣、羽柴秀長移當寺於當山之時、与社地同境内也、

○以上卷子裝、*印を付けた部分は後世の解説

であるが、誤りが多い。

(口) 惣持寺文書

出石町宮内 総持寺蔵

二五 寂靜院明仙寄進狀

至德四年六月 日

但馬國一宮大社之惣持寺井カ神宮寺山林等事并

合堺町三反者

右彼奥山者、権律師円快之任相伝之旨、如元、寺家一
円縁之可為進退候、重依本公券驗、相添本文書等、奉永代
寄進處也、此於山林、致違乱輩出来時者、於公方、可

一宮於出石大社供僧方諸役目錄事

定

一、供僧十六供者、当社表十六所之王子口云深秘

一、於經所、長日勤行在之、毎日大般若經者、奉為天下泰平、公方御祈禱之也、

本法華上十五日 新法華下十五日

一、春彼岸間、大乘講会在之神官ヨリ勤乞

一、秋彼岸間、法華八講在之供僧衆勤之、

一、毎月十七日講會於神宮寺在之、

一、正月一日於神前、經所出仕在、御頭者寺僧交衆次

第勤也、小樺壺、神主方へ頭主持參、

一、十日修正御行出仕在、御頭者寺社一所也、米壺斗之懸餅、牛玉紙參帖宛、両方頭主出之、小樺壺、神主

方へ如前、

一、十五日武射温泡出仕在、御頭ハ供僧衆ヨリ勤三木

酒小極武マサニル神前参、同八頭之衆ヨリ小極老宛神前へ出

也、神主殿へ小極老如前

一、十七日武射仁王講会在、為天下國土御祈禱也、布

施物講米年三十六近年老斗散米武斗、白米參升宛饗廿二膳、

菜五色神官ヨリ出也、三木酒極八、入龜在之、名尊

六角折壱ニ三看入テ神官渡、

一、十八日ヨリ三ヶ日於神官寺御行出仕在、御頭寺社

一所也、神官ヨリ先勤也、大餅三、小餅廿、小極壱、

牛王紙三帖宛、頭主ヨリ別當坊へ渡、

十九日御行、別當坊被勤、供僧衆出仕在、

廿日供僧衆ヨリ御行、御頭如前、

一、毎日御供、專堂請取、

一、二月一日出仕在、餅出、同御百膳出仕在、

一、三月一日出仕在、同三日出仕在、

一、卯月一日出仕在、但大勧進坊勤也、

一、五月一日出仕在、同五日出仕在、

一、七月一日出仕在、同七日出仕在、太乘經転也、

一、九月一日出仕在、同九日御幸出仕在、

十一月初卯新嘗衣、兩夜出仕在、辰日巳刻八講会在、

一、十二月神主殿へ御幸出仕在、又祭礼中出仕在、

一、十二月神主殿へ御幸出仕在、又祭礼中出仕在、

已上

右為末代、神前御祈禱勤行出仕、御頭寺社諸役色節等、
悉注置處如件、

一和尚

宝徳三辛未九月七日 年行事

旭清

(花押)

覺舜

(花押)

二七 山名誠豊書状 十月五日

但州小坂郷内、一宮惣持寺諸公事課役不入事、如先々、

領掌聊不可有相違候也、恐々謹言、

十月五日 (山名) 誠豊 (花押)

一宮 惣持寺

○山名誠豊は、大永八年（一五二八）二月二十四日、三
十歳で死んだという。

二八 惣持寺本尊胎内納入文書

(1) 惣持寺本尊造立奉加施主人帳（一巻） 天文四年五月十日

但〔馬國〕出石郡一宮〔尼〕峰山惣持寺
本尊造立奉加施〔主人帳事〕

天文四季未乙五月十日

東光院	〔舍利一粒〕	〔舍利一粒〕	〔舍利一粒〕	〔舍利一粒〕
清祐	旭祐	盛舜	光永	南坊
法花院	中功	十如坊		
慶有	重祐	〔藥師院〕	〔東之坊〕	
〔舍利一粒〕	〔舍利一粒〕	〔舜祐〕	〔舍利一粒〕	
遷祐	秉坊	少將公	中將公	
光運	光盛	祐舜	秀雅	
少式公治	部卿公	小法丸	菊丸	善菊
式部卿公		菊寿丸		
光秀	梅之房	谷之房	松之房	行順房
菊藏	觀行	為道德	祐清	
重菊	德行		智善	慶泉
			專順	善菊
			菊音	
			施主	

為慶祐 福王寺〔舍利三粒同塔〕 妙香 善菊
祐豐 山名

乃木日向守同人為二親
乃木若狭守多々良木和泉守

加陽豈後守 雅阿弥
秋庭伊賀守 彥左衛門

宗泉 妙音 小菊

妙久 善侍者 孫左衛門

太郎左衛門 大良左衛門

犬山母 犬山孫太郎 弟

持德庵 善洞庵 妙福

関藤左衛門 五郎衛門

長尾殿 神床殿 勘解由左衛門尉

神床兵衛右衛門尉 同女三神子

印藏主 岩松庵 宝勝軒

長尾因幡守 同雅樂亮

奥山衆 同妙通 浄阿弥陀仏

菅原加賀守	六地蔵	千光伝施主	道永	宗金
妙通	通從徒	成田殿	舜清	明秀
進藤入道	刁歲	小五郎	惠賢	宗隆
為慶祐僧都	常源	妙泉	宗本	特公
妙清禪定尼	為七年忌、孝子敬白	妙唱	紹鑑	惠秀
妙唱	鶴童子	西面	榮乘	為六親眷屬平等利益
六親眷屬	平等利益	妙法	妙法	法界為
鎮宥	賢融	遷宥	尾崎	道善
快泉	禪慶	宗祐	道秀	妙香
淨秀	妙一	妙周	道祐	道祐
宥徳	道讚	法界衆生	開畏	新左衛門
舜秀	舜祐	平等利益	妙珍	妙泉
慶祐僧都	秀尊	賢舜	村田	但馬
舜清	光海	快盛	福成坊	源重
道觀	妙円	賢祐	七郎衛門	妙心
賢秀	詳林	常勢	藤左衛門	今祢宣
慶祐僧都	秀尊	妙朝	孫左衛門	道法利右衛門
舜清	光祐	舜祐	雲門庵	正祢宜并女
道觀	妙祐	快盛	丹後守	野々村女
賢秀	舜祐	常勢	清帝	新一
慶祐僧都	秀尊	舜祐	清山	智音
舜清	光海	快盛	大黒	妙空
道觀	妙円	舜祐	永珍	妙泉
賢秀	舜祐	常勢	妙空	女
慶祐僧都	秀尊	舜祐	妙泉	三郎兵衛
舜清	光海	快盛	妙祐	福円
道觀	妙円	舜祐	妙祐	孫衛門

二 中世の出石

小法師	妙音	通泉	妙音	三郎	太郎衛門	慶円	助左衛門	妙仏	小法師
淨蓮	孫太郎	常心	五郎左衛門	道法	法師	四郎衛門	孫太郎	女	今井四郎左衛門
妙香	千藏	道博	道泉	妙忍	妙法	道祐	三郎二郎	妙通	道寿
かめ	才法あ祢	弥三郎	妙心	ちやく	才法あ祢	道祐	道泉	宗円	助衛門
妙珍	道祐	妙法	妙音	妙祐	妙音	妙祐	妙音	五郎衛門	五郎兵衛
道善	慶寿	ちやく	とらちよ	小入	道祐	三郎二郎	妙音	孫三郎	宝泉
才徳	若大夫	ちよ	衛門	四郎左衛門	永藏主	九郎左衛門	妙泉	太郎兵衛	太郎兵衛
玉帝	妙円	妙帝	秀香	おと	藤衛門	藤二郎	小二郎	宗言	門衛門
さい	ひめ	ちやく	兵衛二郎	藤兵衛	道永	小四郎	小三郎	道清	中嶋
妙空	太郎衛門	慶善	妙久	小法師	菊	三郎二郎	藤衛門	太郎左衛門	太郎左衛門
ひめ	乗円	右兵衛	妙慶	妙珍父母	岩	女房	ちい	ちやく	助左衛門
少納言	安忍	藤兵衛	道秀	妙通	光祐	全祐	淨秀	妙算	妙心
与三郎	三郎衛門	五郎左衛門	二郎四郎	妙諸	宗閑	辰歳	妙諸	宗円	宗長
妙泉	宗通	妙法	六親	道妙	乙と	才徳	善頗	妙金	法師
四郎左衛門	孫衛門	二郎四郎	道金	才菊	妙音	道妙	乙と	少式公母	覺妙
小法師	法師	妙心	左衛門五郎	才菊	為道妙、	乙と	少式公母	妙雲	妙雲
上根	藤二郎	二郎兵衛	三郎衛門むこ	妙金	乙と	才徳	乙と	つる若	妙てう
清観	祐春	道徒	妙金	淨現	妙金	乙と	少式公母	あいかめ	

道祐	妙西	禪覺	譽	道覺	道觀	道真	淨亥
快盛	快乘	才いわちよ	舜清				
道蓮	道德	妙祐	西林坊	道宗	幸秀	長舜	舜清
本覺院	覺正	永珍		旭舜	賢喜	淨賢	光禪
宗賢	常蓮			太上	妙祐	聰	賢慶
七生父母、六親眷屬、有縁無縁、法界				妙祐	禪賢	快增	正明
衆生成仏処也、				禪賢	真秀	道秀	道從
				旭秀		道阿弥	重禪
千手千眼南無大悲觀世音菩薩							
禪慶法印	賢光法印	了聖禪門	妙朝禪定尼	光永	南坊	光盛	西林坊
正祐	道覺	淨亥		少式公光運		福井与一	左衛門
如珍	道順	妙慶		虎千代			
道海	道珍			虎千代			
正覺	道弘	正順					
道空	道空	道空					
明泉	淨戒						
妙海	妙海						
妙海	妙怡						
南無阿彌陀仏	南無大師遍照金剛						
三界萬靈、七生父母、六親眷屬、							
無量壽佛							
同逆修							

天文四年五月十日 光永南坊	善性禪定門
性善禪定門	常祐禪定門
常榮禪定門	常祐禪定門
常祐禪定門	妙金禪定尼
常祐禪定門	書記座藏座
常祐禪定門	芳藏座
常祐禪定門	幸秀禪定尼
常祐禪定門	宗金禪定門
為三界万靈、六親眷屬各靈位、	天文四年五月十日 護持孝子敬白
道珍禪門 妙金禪尼	
為六親眷屬 妙心禪尼	
道法禪門 妙香禪尼	
觀清	
妙心	

(2) 本尊造立御木枝葉 (一包) 天文四年五月十日

○以上一卷

(3) 念仏名号

(包紙上書)
本尊造立御木枝葉 本願西林坊光盛



(3) 念仏名号

(包紙上書)
南無阿彌陀仏

至

平

利

旭秀阿闍梨 道心禪門 妙善

道善 乘泉阿闍梨 道泉禪門

妙音

天文元年壬辰 四月十九日	常祐禪定門
常祐禪定門	妙金禪定尼
常祐禪定門	書記座藏座
常祐禪定門	芳藏座
常祐禪定門	幸秀禪定尼
常祐禪定門	宗金禪定門
為三界万靈、六親眷屬各靈位、	天文四年五月十日 護持孝子敬白
道珍禪門 妙金禪尼	
為六親眷屬 妙心禪尼	
道法禪門 妙香禪尼	
觀清	
妙心	

益
丸丸

- 南無阿弥陀仏
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 七 廿一日 南無阿弥陀仏
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿一日 南無阿弥陀仏八
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿二日 南無阿弥陀仏九
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿三日 南無阿弥陀仏十
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿四日 南無阿弥陀仏十一
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿五日 南無阿弥陀仏一二
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿六日 南無阿弥陀仏二三
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿七日 南無阿弥陀仏四
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 卅 南無阿弥陀仏十
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿八日 南無阿弥陀仏九
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿九日 南無阿弥陀仏八
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 三十日 南無阿弥陀仏七
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿一日 南無阿弥陀仏六
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿二日 南無阿弥陀仏五
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿三日 南無阿弥陀仏四
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿四日 南無阿弥陀仏三
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿五日 南無阿弥陀仏二
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿六日 南無阿弥陀仏一
- 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿七日 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿八日 南無阿弥陀仏一〇行略
- 廿九日 南無阿弥陀仏一〇行略
- 三十日 南無阿弥陀仏一〇行略

二 中世の出石

- (4) 惣持寺本尊造立勸進奉加帳
 (一卷) 天文四年六月十八日
- 南無阿弥陀仏二〇行略
 南無阿弥陀仏五
 廿八日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏六
 廿九日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏七
 卅日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏八
 五月一日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏九
 二日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏十
 三日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏十一
 四日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏十二
 五日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏十三
 六日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏十四
 七日
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 南無阿弥陀仏十五
 八日
- 以下同様にして卅日に至り、さら
 に翌月九日に至る。
- 南無阿弥陀仏一〇行略
 九日南無阿弥陀仏三
 为六親眷属
 平等普利
- 以上一卷
 千手千眼觀世音
 菩薩
 千疋
 裕豊山名
 惣持寺本尊造立勸進奉加帳
- 千手千眼觀世音
 菩薩
 千疋
 裕豊山名
 惣持寺本尊造立勸進奉加帳



(包紙ウワ書)

南無大口

菩薩

千疋

裕豊山名
 惣持寺本尊造立勸進奉加帳

式十疋	乃木	守
式十疋	同人	二親、
十疋	乃木若狭守	日向 為
十疋	多々良木	和泉守
十疋	賀陽	豊後守
十疋	秋庭伊賀守	
式十疋	大田垣賀加守	加賀
十疋	同人内	
十疋	田原	兵衛尉
十疋	十疋	為母逆修子
十疋	雅阿弥	子辰歲息災為
百疋	百疋	為理慶逆修
五十疋	三十疋	三宅後守
五十疋	五十疋	妙一
五十疋	五十疋	乃木丹後守
十疋	宇津	正庵
小仏一脉	同人	同人為宗教權
七世父母	妙祐	妙門カ
明慶	妙鶴カ	(妙内カ)
御手檀那	同人	同人為宗教權
十疋	水落藤八	
十疋	栗	賀加守進
水落藤八内女	夜久宮松殿	
式十疋	森戸左馬尉	海谷若狭守
式十疋	同左衛門尉	同内女
五十疋	間岡五郎左衛門尉	
式十疋	百疋	妙心宗西常照妙音常住妙
式十疋	妙秀	妙祐道善
小仏十疋	妙乾	逆修知眷
十疋	道祐	道祐
十疋	妙庭	秋庭
十疋	百疋	進藤
五十疋	神床	妙祐
十疋	長尾	進
十疋	同名若狭守	
十疋	同名因幡守	
武十疋	神床	兵衛右衛門尉
武十疋	田中六郎	左衛門尉
五十疋	莊原	賀加守
十疋	堀口	左兵衛尉
武十疋	百疋	六月七日
武十疋	武十疋	家城与二郎殿
十疋	大聖院	
十疋	竹下石見守	
武十疋	伊秩大和守	
十三文	宗秀	
十二文	成仏坊	
十文	妙金	道祐
十文	卯歲	
十七文	猿阿ミ	としはたつ
十文	辰	(辰)
十文	たつのとし	
十文	めうきよく	
十文	おさい	

二 中世の出石

三文	十文	十文	十文	十文	十文	三文	三文	五文	百疋	十文	五文	十文	五文	一文	五文
う金のとし のとし のとし のとし のとし のとし	とりのとし ひつしのとし ひつしのとし ひつしのとし ひつしのとし ひつしのとし	金のとし のとし のとし のとし のとし のとし	辰丑のとし 未のとし 未のとし 未のとし 未のとし 未のとし	藤田 辰丑のとし 未のとし 未のとし 未のとし 未のとし	巳歳 たつのとし たつのとし 午のとし 午のとし 午のとし	卅六 さるのとし さるのとし 巳歳 巳歳 巳歳	いし め	ちやく め	吉	いぬのとし いぬのとし いぬのとし いぬのとし いぬのとし いぬのとし					

五文	五文	五文	五文	五文	十文	百疋	十文	五文	二疋	十文	五文	二疋	五文	三文	二文
孫兵衛	安井	為道善	今井	けんちう	同めうちんせんに	宇津わかさ守	宇津わかさ守	巳亥のとし							
申のとし	丑のとし	寅のとし	卯のとし	辰のとし	巳のとし	午のとし	未のとし	未のとし	未のとし	未のとし	未のとし	未のとし	未のとし	未のとし	未のとし

十文	三文	五文	十文	十文	五文	十二文	五文	五文	二文	十二文	五文	五文	二文	廿文	二文	五文	二文
刃のとし	丑のとし	うのとし	卯のとし	卯のとし	午の酉のとし	午の酉のとし											
あこかく	亥丑のとし	未のとし	菊の	菊石													
																小太郎	

1 出石の在地中世文書

三文	五文	三文	二文	十文	三文	一文	二文	五文	十文	二文	三文	十文	三文	三文	百文	百文	五文
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

午のとし
なかさわふせん方
松田河内入道
とらのとし
むめ
亥のとし
妙□^(心カ)
うもん
右門
四郎左多門
亥のとし
午のとし
戌のとし
いのとし
午のとし
辰のとし
辰のとし
乃木長左衛門尉
子歳未歳
ちやく龟千代
新五郎
左衛門五郎

三文	十文	五文	十文	五文	五文	五文	二文	十文	卅文	十文	二文	五文	三文	三文	五文	三文	五文	十文
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

おかも
ちやく
おいま
あこ
彦一
梅千代
小四郎
彦
とうりあん
常住寺
たく志か
お入
お千代
彦左衛門
孫左衛門
太郎衛門
孫太郎
えんあみのはく
子歳未歳
ちやく龟千代
新五郎
左衛門五郎

廿文	十文	五文	十文	廿文	五文	三文	五文	五文	二文	一文	一文	廿文	三文	廿文	五文	三文	三文
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

かうしや
巳のとし
道法
さと
あぐり
きく
松
さこの太夫
太郎兵衛
さこの太夫
とりのとし
助多門
為六親、藤左衛門
為六親、彦六
辰のとし
刃のとし
卯のとし
卯のとし
孫太郎
太郎衛門
彦左衛門
孫左衛門
太郎衛門
辰のとし
午のとし
午のとし
内儀未歳
乃木長左衛門尉
子歳未歳
ちやく龟千代
新五郎
左衛門五郎

二 中世の出石

一文	三文	五文	五文	十文	十文	五文	武文	二文	武文	一文	武文	武文	廿文	五文	一文	五文
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

丑のとし
亥のとし
刃のとし
さい申さる歳のとし
ちつ巳ミのとし
おせん午むま歳のとし
さい巳ちよ亥ミのとし
きく亥うのとし
いのとし
とらのとし
うのとし
むまのとし
田辺山城守殿
与七郎
巳のとし
たつ、午、午、さる、子のとし
いぬ、とり、午のとし

五文	二文	廿文	五文	十文	十文	二文	十文	二文	拾定	五十文	一文	十文	三文	三文	五文	廿文
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----

見巳のとし
見巳のとし
むまのとし
さるのとし
うのとし
たつのとし
たつのとし
伊帙美作守
同人内
辰のとし
刃のとし
刃のとし
辰のとし
なら内与五郎
大土

四文	十文	十文	二文	五文	五文	三文	二文	廿文	二文	五文	五文	十文	五文	五文	十文	五文
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

おとく	さりのとし	刃のとし	亥のとし	子のとし	酉のとし	たつのとし	ねのとし	たつのとし	見 <small>巳</small> のとし	酉のとし	午のとし	卯のとし	とらのとし	うし	きし <small>巳</small> 方	刃のとし	戌のとし	いのとし
-----	-------	------	------	------	------	-------	------	-------	------------------------	------	------	------	-------	----	-----------------------	------	------	------

ミのとし
ミのとし
御子煙
古はた
十兵衛

1 出石の在地中世文書

五文	二文	五文	五文	二文	五文	十文	二文	三文	二文	二文	十文	二文	四文	三文	卅文	米	亥のとし	子とし
さるのとし	淨(阿弥)	さるのとし	巳のとし	午のとし	宥儀大郎	宗善	妙祐	妙了	心カ	おと	巳のとし	戌のとし	未のとし	辰、丑のとし	才			

十文	三文	廿文	三文	三文	十文	三文	五文	十文	十文	一文	五文	三文	三文	二文	二文	三文	卯のとし	又四郎
巳のとし	巳の歳	辰の歳	亥のとし	亥のとし	太郎三郎	酉、刃歳	刃のとし	亥のとし	戌のとし	戌のとし	未のとし	午のとし	小そう	午のとし	淨深賢(カ)	淨阿ミ		

二文	十文	二文	四文	二文	五文	五文	一文	五文	五十文	五文	廿文	五文	一文	十文	十文	三十文	丑、刃のとし	堀嶋一郎左衛門尉
巳のとし	辰のとし	戌のとし	戌のとし	あこ	同人	米	彦衛門あか	亥のとし	戌のとし	巳のとし	辰のとし	申のとし	うのとし	うのとし	辰のとし	三文	ミシ	

二 中世の出石

文	文	五文	十文	三文	三文	三文	三文	一文	三文	四文	一文	三文
十	十	五	十	三	三	三	三	一	三	四	一	三
たまる	才法師	子のとし	さい	妙円	すけ村	丑のとし	巳のとし	酉のとし	巳のとし	午、戌	辰のとし	女

とりこしたつのとし

二郎五郎

左衛門四郎女

為彦衛門同母

百文 為行徳、道泉
五十文 妙泉

百文 道祐
五十文 為道円

五十文 四郎太郎

三十文 助大夫

十文 かわさき

五文 助兵衛

五文 新左衛門

五郎衛門

又二郎

五文 又二郎

五文 新左衛門

五文 二郎衛門

五文 未のとし

五文 弥太郎

十文 むき武升

廿文 谷衛門

五文 左衛門二郎

五文 彦二郎

文	文	十五文	十文	二文	二文	十文	五文	十文	二文	十文	十文	三文
五十	五十	五	十五	二	二	十	五	十	二	十	十	三
文	文	妙金	わた	妙清	常慶	左衛門	兵衛	二郎五郎	五郎衛門	孫三郎	又五郎	妙久
			一ツ									

孫三郎

又五郎

小ひめ

妙才、道才

ひめ

ミとり

二郎五郎

五郎衛門

兵衛

左衛門九郎

左衛門

兵衛

二郎衛門

未のとし

弥太郎

むき武升

廿文 谷衛門

五文 左衛門二郎

五文 彦二郎

野村太郎衛門

1 出石の在地中世文書

五文	五文	五文	卅文	廿文	百文	十文	十文	廿文	一文	一文	三文	五文	五文	五文	二文	十文
ちやく	にやく	あこ	又六	おこう	妙慶	彦衛門	た屋見はし けん三郎	同新右衛門	ひこ太郎	小三郎	くさき	太郎衛門	山さき	彦二郎	妙林	八郎衛門

五文	十文	十文	十文	十文	五文	十文	五文	十文	十文	三文	百文	百文	武十疋	十疋	武十疋	五文	
ひん衛門 ひさしき	ふん覚正	円心	お入道	妙安	慶祐	彦衛門	しやけ	六郎二郎	おかめ	○記名なし	有三 しやく 妙心	道蓮	ほうちやう 妙心	兵衛三郎	さい	覚仏	かめわか (恒屋) 恒屋六郎衛門

壱文	二文	二文	三文	一文	一文	一文	五文	三文	一文	五文	十疋	十疋	十疋	五文	三文	十文
米 三郎衛門	卯のとし	とりのとし	太郎衛門	おか	巳のとし	辰のとし	巳のとし	子のとし	未のとし	巳のとし	内 きくいし	内 きくいし	内 きくいし	御かめ 六月九日 (徳丸豊後守) 徳丸豊後守 さるのとし	おはく □うしのとし あちや	

二 中世の出石

十文	五文	五文	五文	五文	二文	三文	二文	一文	十文	五文	一文	十文	二文	三文	五文	五文
刃のとし	子のとし	辰のとし	丑のとし	午のとし	巳のとし	刃のとし	亥	午のとし	子のとし	あこ	たく殿	四郎左衛門	刃のとし	巳のとし	卯のとし	巳のとし

五文	五文	廿文	十文	五文	五文	三文	三文	二文	十文	三文	十文	五文	十文	五文	二文	
きぬや	さる、とりのとし	安井殿	巳、亥□ ^(の) とし	又衛門	子のとし	松	松	松	卯のとし	卯のとし	上原卯とし	七郎左衛門	辰卯のとし	卯のとし	丑のとし	彦左衛門女

一文	廿文	五文	十文	三文	五文	五文	二文	三文	三文	三文	十文	廿文	廿文	十文	五文	十文
戌のとし	小河との	孫太郎	源左衛門	かうづら	淨觀	三郎五郎	左衛門二郎	八郎兵衛	五郎三郎	かうしや	へや	六郎左衛門	三郎二郎	与太郎	宮住寺	瀬河

十文 五文 十文 十文 五文 三文 十文 卅文 二文 十文 五文 三文 十文 三文 十文 三文 廿文 十文

与三左衛門
四郎衛門小初や
こしろい
大工与四郎
しろかねや
源五郎
さるのとし(申歳)
又三郎
新兵衛
大河三郎左衛門
さるのとし
新兵衛
大津弥左衛門
こうや新左衛門
弥二郎
太郎四郎
田中かけざへもん

五文 一文 二文 二文 三文 三文 二文 十文 五文 五文 十文 五文 五文 二十疋 二十疋 二十疋 五文 二文
さゝや与左衛門
ひめ
新兵衛
四郎左衛門
太郎左衛門(殿)
井上との
新屋
三郎兵衛
二郎兵衛
かはらけや
竹若
や五郎
さゝや卯
九郎
ひめ
彦四郎
三郎二郎
彌二郎
五郎四郎
三郎二郎
刃のとし

五文 五文 三文 五文 二文 二文 三文 三文 五文 五文 五文 五文 五文 五文 五文 二文 一文
午のとし
丑のとし
午のとし
左衛門二郎
池辺
二郎兵衛
与三衛門
九郎左衛門
二郎太郎
六郎衛門
四郎衛門
孫四郎
弥五郎
ミのと
丑のとし
さるのとし
酉のとし
未のとし

二 中世の出石

三文	十文	五文	五文	十文	五文	十文	十文	卅二文	十文	十文	十文	一文	五文	五文	三文	五文
亥のとし	申のとし	亥のとし	亥のとし	巳のとし	戌のとし	巳のとし	おこう	大宮との <small>(殿)</small>	おこい	おへや	さう人	未のとし	卯のとし	ほんしやう	年	こうや
旦頂上仏 <small>(殿)</small>	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文	二文
おこう	おこう	おこう	おこう	おこう	おこう	おこう	おこう	おこう	おこう	おこう	おこう	小入	おち	ちゝ	年	ちゝ

三文	三文	三文	三文	三文	五文	十文	五文	五文	卅文	十文	五十文	十文	五文	十文	八文	廿文
亥のとし	妙林	妙林	妙林	妙林	巳のとし	巳のとし	巳のとし	巳のとし	巳のとし	戌のとし	辰のとし	戌のとし	卯のとし	亥のとし	菊	為味妙
伊秩三郎衛門尉	刃の歳、酉の歳	刃の歳、酉の歳	為貴雲、道光	為六親念仏名号布施												
うのとし	さるのとし	さるのとし	さるのとし													

十文	十文	廿文	五十文	五十文	廿文	廿文	廿文	廿文	廿文	廿文	五十文	二十文	三十文	三十文	三十文	三十文
五郎三郎	三郎二郎	三郎二郎	五郎左衛門													
五郎三郎	三郎二郎	三郎二郎	五郎左衛門													
五郎三郎	三郎二郎	三郎二郎	五郎左衛門													
五郎三郎	三郎二郎	三郎二郎	五郎左衛門													

1 出石の在地中世文書

三文	一文	二文	三文	五文	五文	五文	三文	十文	二文	三文	二文	三文	五文	五文	布一	たん	おし出石明泉	十文
																わタ	一ツ妙心才ゑう	まこと郎
酉とし	卯とし	たつのとし	道妙	ハタ	午とし	妙隨	道祐	為善秀、	為妙林、	ひめ	かめ	彦左衛門	い	あちや	しやうらう	たん	妙慶	布一
																おし出石明泉	おし出石明泉	

五文	ハタ	ミのとし
十文	為宮一	いも乙
二文	六郎左衛門	
三文	三郎兵衛	
五文	妙金	
五文	妙海	
一文	つる	
五文	彦衛門	
五文	布二ひろ妙善	
三文	竹中	
五文	女房	
三文	ひめ	
五文	竹中四郎左衛門	
九文	妙祐	
五文	とら	
五文	ひめ	
五文	ハタ一ツ彦丘衛 <small>(兵六)</small>	
五文	道正 <small>(兵六)</small>	
五文	四郎大夫	
三文	ひめ	

五文	五十文	一文	三文	二文	一文	五文
百文	武百文	はの村竹下石見守	惣大夫	兵衛	すけ二郎	
十文	十文	十文	六文	彦二郎	乙	
十文	十文	十文	ハタ	一	ハタ	
十文	小川助左衛門	廿文	一	ハタ	一	ハタ
十文		拾疋	二	二	二	二
十文		小仮	三	三	三	三
十文		雅阿弥	四	四	四	四
十文		さご	五	五	五	五
十文		子歳	六	六	六	六
十文			七	七	七	七
十文			八	八	八	八
十文			九	九	九	九
十文			十	十	十	十
十文			十一	十一	十一	十一
十文			十二	十二	十二	十二
十文			十三	十三	十三	十三
十文			十四	十四	十四	十四
十文			十五	十五	十五	十五
十文			十六	十六	十六	十六
十文			十七	十七	十七	十七
十文			十八	十八	十八	十八
十文			十九	十九	十九	十九
十文			二十	二十	二十	二十
十文			二十一	二十一	二十一	二十一
十文			二十二	二十二	二十二	二十二
十文			二十三	二十三	二十三	二十三
十文			二十四	二十四	二十四	二十四
十文			二十五	二十五	二十五	二十五
十文			二十六	二十六	二十六	二十六
十文			二十七	二十七	二十七	二十七
十文			二十八	二十八	二十八	二十八
十文			二十九	二十九	二十九	二十九
十文			三十	三十	三十	三十
十文			三十一	三十一	三十一	三十一
十文			三十二	三十二	三十二	三十二
十文			三十三	三十三	三十三	三十三
十文			三十四	三十四	三十四	三十四
十文			三十五	三十五	三十五	三十五
十文			三十六	三十六	三十六	三十六
十文			三十七	三十七	三十七	三十七
十文			三十八	三十八	三十八	三十八
十文			三十九	三十九	三十九	三十九
十文			四十	四十	四十	四十
十文			四十一	四十一	四十一	四十一
十文			四十二	四十二	四十二	四十二
十文			四十三	四十三	四十三	四十三
十文			四十四	四十四	四十四	四十四
十文			四十五	四十五	四十五	四十五
十文			四十六	四十六	四十六	四十六
十文			四十七	四十七	四十七	四十七
十文			四十八	四十八	四十八	四十八
十文			四十九	四十九	四十九	四十九
十文			五十	五十	五十	五十
十文			五十一	五十一	五十一	五十一
十文			五十二	五十二	五十二	五十二
十文			五十三	五十三	五十三	五十三
十文			五十四	五十四	五十四	五十四
十文			五十五	五十五	五十五	五十五
十文			五十六	五十六	五十六	五十六
十文			五十七	五十七	五十七	五十七
十文			五十八	五十八	五十八	五十八
十文			五十九	五十九	五十九	五十九
十文			六十	六十	六十	六十
十文			六十一	六十一	六十一	六十一
十文			六十二	六十二	六十二	六十二
十文			六十三	六十三	六十三	六十三
十文			六十四	六十四	六十四	六十四
十文			六十五	六十五	六十五	六十五
十文			六十六	六十六	六十六	六十六
十文			六十七	六十七	六十七	六十七
十文			六十八	六十八	六十八	六十八
十文			六十九	六十九	六十九	六十九
十文			七十	七十	七十	七十
十文			七十一	七十一	七十一	七十一
十文			七十二	七十二	七十二	七十二
十文			七十三	七十三	七十三	七十三
十文			七十四	七十四	七十四	七十四
十文			七十五	七十五	七十五	七十五
十文			七十六	七十六	七十六	七十六
十文			七十七	七十七	七十七	七十七
十文			七十八	七十八	七十八	七十八
十文			七十九	七十九	七十九	七十九
十文			八十	八十	八十	八十
十文			八十一	八十一	八十一	八十一
十文			八十二	八十二	八十二	八十二
十文			八十三	八十三	八十三	八十三
十文			八十四	八十四	八十四	八十四
十文			八十五	八十五	八十五	八十五
十文			八十六	八十六	八十六	八十六
十文			八十七	八十七	八十七	八十七
十文			八十八	八十八	八十八	八十八
十文			八十九	八十九	八十九	八十九
十文			九十	九十	九十	九十
十文			九十一	九十一	九十一	九十一
十文			九十二	九十二	九十二	九十二
十文			九十三	九十三	九十三	九十三
十文			九十四	九十四	九十四	九十四
十文			九十五	九十五	九十五	九十五
十文			九十六	九十六	九十六	九十六
十文			九十七	九十七	九十七	九十七
十文			九十八	九十八	九十八	九十八
十文			九十九	九十九	九十九	九十九
十文			一百	一百	一百	一百

二 中世の出石

三文	五文	三文	二文	三文	十文	五文	五十文	十文	卅文	十文	十文	五文	十文	五文	五文	五文	十文	
けんきよ	わた	一 こて	又七	三郎四郎	ひこ太郎	太郎兵衛	三郎左衛門	けん持者 <small>(侍)</small>	門ノ二郎兵衛	谷坊	心徳庵	ひつしのとし	いぬのとし	ひつしのとし	うしのとし	ひつしのとし	むまのとし	むまのとし

三文	四文	六文	十文	四文	十文	三文	二文	三文	五文	五文	十文	三文	十文	三文	三文	三文	二文
越海二郎兵衛	まこ二郎	はつめ	福富六郎左衛門	太郎兵衛	ひこ衛門	小四郎	助衛門	未本	太郎左衛門	木村藤五	太郎	まこ兵衛	二郎四郎	二郎兵衛	ひこ兵衛	よ四郎	有増作ぬいの助

十文	五文	三文	五文	五文	二文	五文	二文	十文	二文	十文	五文	十文	五文	三文	十文	二文	二文
ひこ左 <small>(へもん)</small>	ひこ右 <small>(勘解由左衛門)</small>	にしどの	源二郎	一すち	三郎左衛門	とら若	ねのとし	平三	新屋泉和守 <small>(和思)</small>	濟藤孫兵衛尉	蘆田	ねのとし	とりのとし	はん衛門	小屋	まこ衛門	よ四郎

1 出石の在地中世文書

三郎兵衛	五文	五文	五文	五文
勘兵衛	五文	五文	五文	五文
三郎衛門	三郎	三郎	三郎	三郎
黒衛門	二文	二文	二文	二文
ひこ三郎				
助衛門	五郎二郎	妙円	徳阿ミ	妙金
永通	小菊	道祐	妙珍	
覚法	三郎衛門	西衛門	四郎 ^(右) う衛門	
二郎衛門	衛門	三郎太夫	五郎衛門	
孫衛門	八郎左衛門	二郎衛門	宮太夫	
四郎三郎	左衛門	妙音	妙円	四郎左衛門
太郎左衛門	さぬき	孫左衛門	助左衛門	
太郎五郎	彦六	孫九郎	小三郎	兵衛
左衛門	二郎衛門	三郎四郎	ちゝ	藤太郎
源左衛門	妙祐	彦左衛門	五郎衛門	
たん左衛門	弥五郎	彦三郎	助左衛門	
太郎三郎	三郎衛門	太郎兵衛	孫太夫	
又三郎	左この太夫	女	若子	
紅梅	むま	むめ千代	おか	又二郎
百文	五百文	五百文	五百文	五百文
同長門守				
辰	辰	辰	辰	辰
九郎兵衛				
長福寺	安善庵	九郎三郎	彦兵衛	
三郎太夫	今井	ちゝ	又六	にく
女	女	女	きく	千代
くち井	寺戸兵庫助	石木仁左衛門		
新左衛門	清左衛門	つしま	長井	
彦左衛門	かもん	二郎衛門	太郎左衛門	
亥のとし	刃の歳	巳	かつへ	太郎左衛門
清兵衛	助衛門	六郎衛門	源左衛門	竹元
八郎左衛門	新左衛門	力者	かゝ	衛門三郎
西小才	藤四郎	新四郎	徳性房并家	
衛門	善性	二郎四郎	太郎衛門	妙泉
孫太夫	四郎左衛門	新二郎	小五郎	
安田竹なは	七郎二郎	三郎太夫	七郎衛門	
才ねゝまゝ	才菊のしやふ	(悉)	孫左衛門	

○以上原本は一段に書く、以
下同じ。便宜二段に改む。

二 中世の出石

や三郎 新との 彦衛門 道妙 ひめ 五郎衛門	彦左衛門 衛門太郎 助六 衛門三郎 孫太郎
所さこ四郎 衛門 妙福 衛門三郎 妙福 六郎衛門	太郎兵衛 六郎左衛門 又四郎 同口藤四郎
彦左衛門 三郎五郎 才才菊 太郎左衛門	九郎三郎 太郎兵衛女 彦三郎 法師彦衛門
道衛門 九郎兵衛 千代 ひめ しま なる	小法師 小五郎 乙 七郎左衛門 五郎左衛門
弥五郎 井上 女女 むす 清志庵	又太郎 ひめ 二郎兵衛 妙善 道祐 妙金
妙祐 奥衛門 五郎左衛門 五郎兵衛 六郎兵衛	きく 道珍 妙善 道善 道泉 為善通、
小三郎 彦衛門 新兵衛 助兵衛 孫左衛門	三郎衛門女 妙円 三郎衛門 左衛門五郎
助左衛門 四郎太夫 又四郎 三郎衛門 衛門三郎	妙円 浄蓮 妙慶 浄勢 四郎左衛門
八郎三郎 越後 九郎左衛門 衛門 三郎衛門	衛門五郎 五郎兵衛 四郎衛門 女子 二郎
上ちや屋源左衛門 大工藤太夫 妙法 姫	孫太夫 龜若 藤左衛門 道泉庵宗賢
五郎兵衛 くま 右京助 九郎左衛門 三郎左衛門	孫太夫女 三郎衛門女 四郎衛門 太郎二郎女
彦左衛門 四郎衛門 をは 藤彦衛門 め女	藤左衛門 ちやく 三木太夫 德あミ女妙善
おりや 女才 秀藏主 正太夫 正蔵主	藤左衛門 左衛門四郎 道金 浄金 三郎衛門
三郎左衛門 中鷗 乙法師 お方四郎衛門	妙金 浄金 四郎兵衛 妙主女 浄珍
幸藏主 林しが (知客) 二郎衛門 小三郎 孫衛門	妙慶 太郎兵衛 道円 妙善 九郎兵衛
周清 宗久 宗はん かせはの衛門 道心	五郎兵衛 助三郎 あか三郎 兵衛 太郎衛門
彦三郎 中衛門 秀女 小こせ 衛門七郎 衛門	二郎兵衛 ひめ 神主 五郎衛門 妙泉 妙法
西衛門 彦衛門 藤左衛門 太夫 藤左衛門	小こ 滿足 妙珍 松 太郎三郎 妙慶 石法
岡崎 おこう かめ 妙香 妙心 道正	五郎兵衛 法師 亀石 太郎衛門 二郎衛門

千代龟 ひめ 助衛門 道泉 妙祐 松彦衛門	もちや 明道 彦左衛門 左衛門 水口神主
松彦三郎 ふく小二郎 八こ子 むく 小法師 才法師	しやく 若松 宝泉庵 彦衛門 五郎左衛門
松淨珍 彦三郎 道妙 妙珍 石 妙香 孫左衛門	段衛門 千原孫兵衛 五郎左衛門 四郎左衛門
さこの四郎 彦四郎 彦左衛門 道善 応善	二郎五郎 左衛門 太郎左衛門 彦左衛門 彦三郎
新藏主 道蓮 千代法師 小ひめ ひめ 鶴松	三郎衛門 彦三郎 彦衛門 鶴松 太郎兵衛女
道珍 松 松若 兵衛二郎 鶴千代 ちいさ	才乙 二郎三郎 才福 三郎二郎 彦五郎
むすめ 犬法 左衛門太郎 道薰 若なう	妙金 彦衛門 周慶 千代松 太郎五郎
道西 千代菊 音仰 あさかい おかめ	三郎兵衛 彦左衛門 道従 小法 愛松菊
妙順 ふく 妙祐 弥三郎 妙善 新衛門 妙円	夜叉若 向衛門 道ノ香幸 妙円 道意
道泉 彦三郎 五郎兵衛 彦二郎 きく 助衛門	三郎兵衛 千代松 才千代 道幸 妙円
松太夫 太郎二郎 堂房 兵衛 彦太郎	左衛門 浄珍 二郎衛門 小法師 ひめ 太郎兵衛
才四郎三郎 彦二郎 五郎左衛門女 与五郎	白屋五郎衛門 積藏主 入道法師 中路
神主彦三郎 道泉 与三左衛門 岩手	神主太夫 八郎衛門 四郎兵衛
五郎三郎 彦左衛門 周泉坐 小太郎	栗尾左京進 彦五郎 ちい 兵衛 太郎太夫
神主はゝ 太郎左衛門 松 助左衛門 五郎兵衛	兵衛女 市とら 助左衛門 三郎兵衛 二郎三郎
小法師 吉祥院 助衛門 千仮 与三郎	石しやく ちやく ちい助 夜叉女 宮松
孫左衛門 彦五郎 四郎左衛門 ちやく 助太夫	彦左衛門 妙林 三郎五郎 彦四郎 さこの太夫
九郎左衛門 四郎兵衛 彦太夫 若狹守 弥四郎	中左衛門 四郎左衛門 五郎衛門 妙泉 源衛門
孫三郎 左衛門 参久 小二郎 彦衛門 六女	田ふち 彦太郎 四郎太夫 丑 うしつ 与三左衛門

二 中世の出石

五郎左衛門 道心 宝勝院	孫兵衛 彦二郎	六郎四郎 九郎兵衛 藤衛門
孫衛門 三郎衛門 妙忍 助二郎	五郎衛門	となり孫左衛門 祐導 妙音
二郎三郎 彦二郎 惣太夫 彦左衛門		妙珍 五郎衛門 四郎二郎
助太夫 小四郎 助衛門 三郎兵衛		中嶋孫兵衛 左衛門四郎
八郎衛門 彦三郎 小二郎		三郎衛門 与太郎 あさこ左衛門
助左衛門 左衛門 四郎左衛門 藤三郎		与二郎 ふい三郎 小三郎 又三郎
二郎衛門 長順 藤八 又三郎		衛門三郎 又三郎 小三郎 又三郎
上田めきてめい衆 辰とし		兵衛三郎 伴衛門 六郎左衛門
<small>（年 暮とし）</small> とりのとし たつのとし		弥五郎 彦四郎 弥五郎 八郎衛門
志ふ左衛門 為六親眷属也、		はゝつめ彦六 彦二郎 ちか津
たつのとし 妙心 善水 奥女		太郎衛門 伴斗かうちや かわはた衛門
又二郎女 三神子 西女 宗林 道善		太郎五郎 彦三郎 三郎兵衛 鳥屋
道金為弟三年忌 為六親眷属、		太郎衛門 七郎衛門 すみ屋ひこ三郎
又四郎 太郎衛門 妙林 三郎兵衛		与三衛門 兵衛二郎 かみ屋藤兵衛
まる田為孫兵衛 為道心、中衛門		彦衛門 五郎三郎 助三郎
けい谷大夫 五郎左衛門 又衛門		五郎兵衛門 左近九郎左衛門 吉村
為道徳、井上太郎兵衛 妙心		与三郎 潬川助 新兵衛 与三兵衛
孫三郎 彦四郎 はゝ女 衛門		神子お千 八また 藤二郎 やすい
せんきうめ め屋太郎三郎 孫衛門		

けんかうゑん 観阿弥 彦左衛門
 彦左衛門 又衛門 六郎二郎 ひこ三郎
 小四郎 浄心 又三郎 又衛門 太郎太夫
 助衛門 又五郎左衛門 助兵衛
 弥太郎 西衛門 四郎衛門
 すな原衛門 左衛門太郎 ひこ二郎
 衛門五郎 二郎太郎 せんきう
 たんこや 三郎二郎 西垣又三郎
 まこ二郎 三郎兵衛 三郎四郎
 助三郎 五郎兵衛 左近九左衛門
 与三郎 吉村妙西 おかし
 ひこ太郎 右京助 ひこ五郎
 二郎衛門女 小嶋宗善 ふく菊
 とりのとし 二郎衛門 そう金
 小三郎 小町 ふく田三郎衛門
 孫左衛門 助太夫 本ミ菊 五郎左衛門
 又四郎 五郎太夫 妙泉 太郎兵衛
 二郎三郎 ひこ衛門 太郎太夫
 三郎五郎 二郎太夫 宮七郎 五郎三郎
 正けん そせい しやうけい 宗こん
 道善 妙芳 妙道 浄珍 正ちん
 妙いん をく 四郎衛門 彦兵衛
 三郎二郎 妙いん ひめ 不動道
 孫太夫 三郎太郎 妙仙 彦衛門
 助三郎 ひこ五郎 おこん 五郎太夫
 四郎兵衛 そう左衛門 まこゑもん
 太郎太夫 太郎左衛門 堀殿
 杉道言 三郎左衛門 六親眷属
 孫太郎 常金 妙春 小二郎
 さい五郎左衛門 道泉 藤左衛門
 二郎左衛門 道観 太郎左衛門
 高徳庵 や三郎 せんあみ(阿弥)
 ひこ兵衛 りん持者(侍) 二郎太夫
 道泉 二郎兵衛 孫三郎 六郎左衛門
 道西 衛門四郎 源太夫 又八
 四郎太夫 藤衛門 三郎左衛門
 四郎衛門 太郎衛門 二郎兵衛
 太郎衛門 六郎左衛門 藤兵衛

二 中世の出石

与二郎 左衛門五郎 妙慶

淨心院

朝海源左衛門 真沢庵

梨永

ひこゑもん 道金 永くん

宗泉

妙通 おまき 宗泉 滑良女

五郎左衛門

宗春 菊乙と 妙通

道春

妙林 玲乘 净金 辻殿

妙いん

徳阿弥 三郎二郎 そうふん

あこ

ちやく 五郎左衛門 二郎太郎

為三界万靈、七生父母、六親眷属、

円覺

巖叟 記室禪師道玄

妙円

道金 妙秀 妙心 逆修 四郎衛門

逆修ひめ

為丹松、円仏 巖阿弥

まご三郎

ひめ 道珍 妙永

道心

戊のとし

妙金

道徳 快盛

竹山殿
妙秀
道金
妙音泉

おこゑもん
徳阿弥
ちやく
巖叟
妙通
妙秀
妙音泉

右志者、為三界万靈
六道四生、一切含識貴

賤靈等、有緣無緣乃至

自他法界、平等利益、

草木国土、悉皆成仏、

本願十穀 西林坊光盛
敬白

脇本願菊藏 智善房

聖行徳

天文四年乙未六月十八日

○以上一卷

(5) 護持孝子某敬白文

為妙秀
為妙海

融通念佛 

○同文六行省略

融通念佛南無阿弥陀仏

○同文五行省略

右志者、為常心禪定門

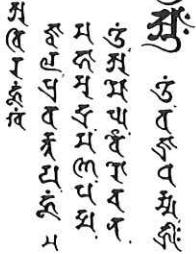
妙怡禪定、滅罪生善、往生極樂、

乃至、他自他法界平等普利、

草木國土悉皆成仏也、


融通念佛 

天文四年乙未六月十八日 護持孝子敬白


融通念佛 

(後欠)

二九 山名氏政書下 天正七年九月廿日

但州出石郡當寺領事、聊不可有相違候、任當知行之旨、

全可被寺務者也、猶櫻並山城守可申候、恐々謹言、

天正七
九月廿日 氏政 (花押)

惣持寺

五〇 木下昌利書狀 天正九年三月九日

御寺中夫丸諸役等之儀、百姓共惣並ニ申懸被相勤之段、
御迷惑之由、尤存候、殊無縁所之儀候条、向後令用
捨候、并屋敷方茶園同様相除候、不可有異儀候力□□、此上
以來羽悉秀吉様被聞召及、於被成御尋候者、其時有様御
理可申上候、為其、如此候、恐々謹言、

天正九
三月九日 木下昌利 (花押)

一宮

惣持寺中

まいる

○木下將監昌利は羽柴秀長の一族、出石城が羽柴小一郎秀長に攻められて落城したのは天正八年五月十六日のこととい、一時期、木下昌利が出石城を預かっただらしい。

二一 宇野忠政免許状 元和三年九月十五日

以上

但州一宮惣持寺橋より内、高百石之上、諸役諸公事、前々不相替、御免許之處、相違有間敷者也、仍為其狀如件、

元和三年

宇野八右衛門尉

九月十五日

忠政（花押）

東光院

二五 寺社奉行連署裁許状 貞享五年五月十八日

但州出石郡宮内村惣持寺坊中東光院与同所寺院譯

論裁許之条々

一 東光院祐智徒弟頼舜出訴之旨者、往古惣持寺供僧十六坊雖有之、連々離山、百年以来東光院一坊在留、即境内百石之夫米七石五斗東光院差計之處、多年離山之僧侶、為奪寺中之支配、成一味之誓約、寛文年中訴于本寺高野山正智院節、正智院有專信謀訴而、東光院所持之証文等、無吟味、猥遂裁判、頼舜被迫放之由、申之、正福院舜長千手院舜教般若院祐信光明院宥秀自性院惠範不動院祐真明王院舜清正覚院光祐長寿院順光答之趣者、（總以下同）惣持寺往昔十六坊之内、千手院・般若院・東光院三坊無異變相続、然而中古東石五斗称自坊之飯料、依令押領、告本寺正智院之處、正智院宥秀吟味之上、夫米七石五斗者、觀音堂為修覆料寄付之間、支配人者可為本寺之計之旨、任領主小出修理亮之返答、千手院・般若院・東光院三坊毎年可致勘錄之由相定之、頼舜儀、虛言無礼之勵故、

及追放之咎之由、論之、双方數度令對決、遂詮議之
處、往古十六坊之内十四坊離山、僅東光院・般若院
兩坊相統之段、歷然也、寺中不建坊舍之輩、可為罪
科之旨、明應七年・天文九年兩度寺僧連署之証文無
紛、且千手院儀、天正年中引移出石城下之條、捺持
寺境内之坊跡者、退転為田畠、寛永十四年之水帳載

之、東光院儀、從先規、一和尚之証拋有之、天正・

元和之頃、夫米之儀、東光院一坊所受之証文有之上
者、寺中之儀、東光院進退不可有相違、般若院儀、
境内雖為居住、先規一式支配之証文無之間、東光院
不可為牛角、其外之寺院者、猶以境内之儀、不可叶
之事

一千手院儀、向後境内之儀、不可差計之、但、為領主
之祈願所、寺中由緒有之影供為結衆之間、會合之儀、
可任宗門之法式事

一 東光院儀、如先規、寺中可令支配事
一般若院儀、差統東光院而可相計事

一 正福院舜長儀、先年千手院住職之砌、背古來之定法、
自由之所行、今般及糺彈不都合之口上、依為曲事、
令追出正福院事

一 賴舜儀、累年之訴訟、雖有其謂、悖戾本寺之段、越
度之條、進退全可任本寺之与奪也、尤懲持寺之儀、
敢不可繕之事

一 寺中法式無混亂、可守本寺之下知事

右之趣、令裁斷訖、仍為後証、書記之、出置于双方之
間、不可違失者也、

貞享五戊辰年五月十八日

(米津政盛)
米出羽

(戸田忠真)
戸能登

(黒印)

(酒井忠明)
酒河内

(黒印)

東光院

般若院

千手院

正福院

光明院

自性院

不動院

明王院

正覺院

長寿院

二五 惣持寺本堂宮殿請取仕用目録

元禄九年正月廿六日

くさまきにていたし、敷板・こかこ板ハ杉のくさま
きにて可仕候、ぬりハしんのかきあわせ、上之板ハ
つねのあついたにて可仕事

一、宮殿のゆき壱丈ニはゞ五尺、堂いりの分くさまき
にてやうすよく可仕候事

一、宮殿の柱なげし・大ぬき・ひらけた・くみものな
とハケやきのよこニ而可仕候事

一、たるきハ上ニくさまきにて三方共ニ二重のしげた
るき、念を入可仕候、ぬりハしんのかきあわせ、外

なみに仕候事

一、けた木おひかやおひうらのきつけのぶん、上ニく
さまきにて可仕候、但シ、こみ板天井のうら板ハ杉

のくさまきにて可仕候事

一、宮殿の唐戸四枚ニ仕、両面無相違見事ニ出来いた

させ可申候、但シ、さんかはちハケやきの上々にて

仕、ぬりハくり色ニ可仕候事

ニ仕候事

一、だんの長サ武間武尺ニ幅七尺三寸、高サ武尺七寸
ハ松ニ而仕候事

一、ごだいの木、同上ノかばち、(高)欄(闌)三方共ニ

一、からはふの義、念を入、手ぬきなく常之定之通り

ニ可仕候事

右何茂仕用ハ指図之通仕立、材木・大工之手間・飯米・木挽代・釘代・塗代、一切入用何角不残、私方ハ請込ニ仕、此代札銀八百目ニ相定、請取申所実正也、代銀定之通り被下候上ハ、縱私手前ニ而何程損仕候共、壺錢一粒増銀之訴訟ハ仕間布候、尤無偽付候趣、塗色材木仕用ニ付、少茂略儀(敷)かましき事仕間舗候、為後日、如斯候、以上

元禄九歳丙子正月廿六日 大工
七郎兵衛(印)

東光院龍海様

(八) 神床家文書

豊中市 神床守直氏藏

二五 某袖判下文 嘉禎四年後二月五日

(袖判)

建武五年七月 日

二五 某袖判下文 建武五年七月 日
(袖判)
下 但馬国出石社

補任 神主職事

源家景(食尾彦太郎)

右人為彼職、任先例可致其(沙汰)之状、所仰如件、社家宜承知、勿違失、故下、

建武五年七月 日

○この文書は、史料編纂所影写本ではない。

下 出石社

可停止早案主条々非虚由、
 (令進力)
請文事

二 中世の出石

二五 後村上天皇綸旨写 正平六年六月七日

二九 山名持豊願文（軸装）永享八年八月廿五日

○出石神社文書二七八号文書の写し、同文なので本文省略。

二七 某願文写 正平七年六月七日

所願事

右願者、為天下一統并國中靜謐事、無子細、達本意者、以便宜、可奉寄進候、仍願書如件、

正平七年六月七日

出石御社御宝前

○「楠家祈願書」と伝承するが、疑わしい文書といえる。

〔神床氏古文書纂〕（明治三十三年四月二十有七日、正四位勲三等桜井勉手記の序がある）によつて収載したが、東大史料編纂所影写本には採録していない。

二六 山名氏清祈禱判物写 明徳元年九月十七日

○出石神社文書、二八〇号文書の写し、同文なので本文省略。

寄附 但馬国出石社

播磨国神東郡蔭山庄多田村内近宗・福永両名主職後藤

敬白

奉啓上但州一宮出石大明神事

右当家久任當國守護職兼掌數國、一門榮耀拔群、累代忠功越傍、于茲持豊為末葉、繼父祖重代之蹤跡、備親族數輩之首頭、是則所以神明擁護之令然也、不可不奉弥崇益敬、唯旦暮所致祈念天下泰平、國中豐饒而已者、課社僧神官等、時々勤行無懈、節々礼奠不退者也、於戲彌哉、感應定及子々孫々、慶哉、信心必重生々世々、仍懇念之旨趣、如斯、

永享八年八月廿五日 正五位下彈正少弼源持豊

○全文、持豊の自筆と認められる。

二〇 山名宗全寄進状写 文安二年九月九日

1 出石の在地中世文書

上村五郎左奉寄進之状、如件、
衛門尉跡(山名宗全)

文安二年九月九日

沙弥(山名宗全)

○「沙弥」は、嘉吉の乱の歎功で播磨守護職を得た山名
宗全(持豊)であろう。「神床氏古文書纂」によつて
収録した。

三一 末時名々主職宛行狀 長禄四年十一月晦日

宛行

南禪寺帰雲院御領但州一宮領家職末時名之事

合壱名者坪付等見于本券矣、

神床 所

永久御庵
まいる

右件名主職者、依本名主改替之儀、以彼仁所令補任也、
然有限本役諸公事等、守先例、無未進懈怠、可有其沙
汰、万一有不法不忠之儀者、早速可被改替彼職者也、
仍充狀如件、

長禄四年庚十一月晦日

預所道宗（花押）

庄主 景玉（花押）

三二 斎藤直助田地寄進狀 明応四年二月九日

神床統祐等田地壳券 文明十六年十二月十三日

文代壳渡申、但馬国出石郡土野庄之内下地之事

合參段者在坪霧野分米壹石五斗

右彼下地ハ依要用有、米四石伍斗ニ永代壳渡申処実也、
然於此下地作職(泉水殿持候)毎年々貢等、依無(沙达)
(為不カ)足仕候間、就迷惑、如此、契約申候、於万(一カ)此下

地、我々子孫親類一族違乱妨之輩出来候者、此証文以、
為公方、堅可有御(成敗候)、仍為後日、永代沽券狀如件、
文明十六年十二月十三日 一宮神床統祐（花押）

同与五郎

長家（花押）

○本文書はその所在が確認できなかつたので、「神床氏
古文書纂」によつて補つた。文意によつて、一部改變
したところがある。

奉寄進田地之事

明応五
十一月廿七日(山名政豊)
(花押)合半者 小坂ノ郷ノ内、ヘイノハタ
東ノシリ七百伍拾文ノ處、
作職を寄進申候、

右件田地ハたゞすけ・さたすけ・なおすけ為重代相伝
(直) (助)
 之本知行候、寄進申候也、彼田地ハ本公田壠段大ニテ
 候を、おうしげて候者、くまをひき、池をうめ候て、
 今ハ参反ト(号)かうし、此余田以寄進申候上ハ、於子々孫
 々も違乱煩申間敷候、若菟角子細申者出来候者、為公
 方ト、堅可被仰付候者也、又諸公事不可有候、段錢の
 事ハ御沙汰あるべく候、公私為御祈禱、寄進申者也、
 仍為後日、寄進状如件、

方ト、堅可被仰付候者也、又諸公事不可有候、段錢の

事ハ御沙汰あるべく候、公私為御祈禱、寄進申者也、

仍為後日、寄進状如件、

方ト、堅可被仰付候者也、又諸公事不可有候、段錢の

事ハ御沙汰あるべく候、公私為御祈禱、寄進申者也、

御取次神床殿

三四 山名政豊書狀

明応五年十一月廿七日

斎藤九郎左衛門尉
(花押)明応二年卯二月九日
直助(花押)

いぬとし四十二

神床殿まいる

永正六年十一月七日

垣屋三郎右衛門尉
(花押)

永正六年十一月七日

元為
(花押)

三五六 竹元辰久田地寄進狀

永正十三年八月四日

但馬国出石郡土野庄之内、一宮太上田之事

合壠段者但坪其田ニ在之、合壠段者但坪其田ニ在之、

但馬国出石郡一宮社家四分壠内、神床拘分祝職本役等
 事、任支証之旨、知行不可有相違候也、恐々謹言、

右彼田地者、竹元六郎左衛門尉辰久重代相伝當知行無
 相違处也、毎年太口之御時、參百文御公用於立申候、
 此下地年貢等壠石七斗壠升可申御入候、參百文御公用

神床殿

三五 垣屋元為田地寄進狀 永正六年十一月七日

弘原之内、田壠段寄進申候、但、作人者孫右衛門前也、
川成
 年貢米五斗之分、めざるへく候、弥々(新築)きたうなされ候
 て、可被下候、万一何かと申候ハ、蒙仰、可申付候、

仍所定如件、

垣屋三郎右衛門尉
(花押)元為
(花押)

立申候て、相^(残)歹分壱石四斗壱勺分にて候、於為御油田、永代寄進奉申上候、於子孫、違乱煩等不可有候、仍各件、

永正十三年八月四日 竹元六郎左衛門尉
辰久(花押)

一宮御宝前

三〇七 出石社初卯祝詞

享禄五年十一月初卯日

さいはいこれあたれるとしの年号ハ享禄五年みつのへ
辰(歳)たつのとし十一月はつう、かけはくもかたしけなくも
当国を^(鎮)ましゆまし^(度)て、宇豆のひろまへに□□給
ふ五十五か日の御祭礼を^(勤)きんしせしめんかためなり、

神床の祝、乙祝の祝、大祢宜の祝、請取の祝、今祢宜の祝、今井の祝、御守の祝、神床のいさかへ、乙祝のいさかへ、大祢宜のいさかへ、御守のいさかへ、今祢宜のいさかへ、今井のいさかへ、御守のいさかへ、都合して十四人、しやうりうしやうとして、たかき山の原ニ御たなをかき、御たひ所をこしらへ、御幸をな
しまいらせ、御湯をひかせまいらせ、あたらしきかり屋に入まいらせ、つくりのはつおゝ御ゆふくまいまらせんかためなり、あらの御^(衣)そをさせまいらせんかためなり、これを御ほうみ、御^(納)ふしゆのついてには、御つ^(受)かい人、^(内)一々ゑんまんニまほりは^(満)こくみたまへと、氏^(詮)をつき、門をならへて、子孫はんしやうのよろこひを、^(喜)さづけましませと、当国にハとくをひろめ、りんごくニハなをあけ、長者の身トあをかれ、かうへには白は^(髪)つをさゝけ、きかくのよはいを、たもたしめ給と、正^(保)一出石大明神、二位のきさきの宮、七所の王子、おそれ^(み脇)謹敬白、

享禄五年十一月初卯日

○「神床氏古文書纂」によつて補つた。本紙は所在不明。

三〇八 萩原恒範下地寄進状

天文七年九月廿日

泰寄進下地之事
合田大者、

右、奉寄附処実也、於神前、無懈怠、御祈禱精誠奉憑

神床殿
まいり

者也、仍寄進状如件、

天文七年戊戌九月廿日 桂原加賀寺 恒範（花押）

神床殿

三〇 山名宗詮書状（永禄元年カ）閏六月十六日

鯉一隻到来、喜悅候、猶伯波備中守可申候、恐々謹言、

（永禄元年カ）壬午六月十六日 宗詮（花押）

神床修理進殿

三一 今林宜藤七請文（永禄六年二月廿六日）

長尾殿へ不日ゑしよくの儀を種々御わひ事申候へ共、
不被仰付間、物見権（職）しよく被仰付候て可被下候、若我等相違儀候ハ、可有御取上候、か（返）可申候、聊違乱申間敷候、仍為後日状、如件、

三二 豊朝添状（九月十二日）

今度爰元籠城、仍子守取退令勘忍之条、尤神妙候、至在所立帰、弥向後入魂（專カ）、猶委細田結庄肥後守可申候、恐々謹言、

九月十二日 氏熙（花押）

神床与五郎殿

子守御取退刻、御供候て、田結庄御籠城砌、長々御勘要候、此等之趣、相心得可申入之旨、御意候、早々御在所被立帰、可然候、猶重而可申述候、恐々謹言、

九月十二日 豊朝（花押）

神床与五郎殿
御陣所

永禄六年二月廿六日

いまとねき
藤七（花押）

三三 山名氏政書状 十月九日

鮎到来之候、遠路之懇意、喜入候、猶委細田結庄肥後入道可申候、恐々謹言、

十月九日 氏政（花押）

神床修理亮殿

候者、別而懇申候、御心付候て、可給之候、委細此者可申候、恐々謹言、

田肥入
(田結庄肥後入道)

十月九日 光保（花押）

神修
(神床修理亮)

まいる

御返報

三四 田結庄肥後入道光保書状 十月九日

尚々、御懇状畏悦候、かしく、

珍札拝受、本望至候、

一、御屋形様為御音信、鮎一尺御進上、則披露申候、

御祝着由、以御書、被仰出候、可彼得其意候、

一、猿法師事、御懇承候、太慶存候、

一、二千疋給之候、尤以御懇之至候、快悅此事候、

一、所々言伝申候、御届本望至候、

一、爰元無珍儀候、可御心安候、其方無何事由候、可

然存候、女房衆罷越候、先書如申候、御近所ニ居申

三五 山名堯熙書状 七月廿二日

○前号文書と同時に送られたものであろう。

先日者、為音信、山樹一袋到来候、誠遠路之心遣、喜入候、猶山口木工助可申候、恐々謹言、

七月廿二日 堯熙（花押）

神床修理亮殿

○山名堯熙は氏政が改名したもの、改名とともに花押に

一画を加えている。

三六 山名堯熙書状 八月廿九日

対山口木工助書状、披見候、仍為音信、朝倉山林到来

候、懇意令悦喜候、猶木工助可申候、恐々謹言、

八月廿九日 堯熙（花押）

神床与〔三〕右衛門尉殿

三七 出石社正月十一日祝詞 明暦二年九月吉日

祝言

さいはい（維）これあたれる年のねんがうハ、明暦二年ひの
へさるのとし正月十一日、とりのとしの御供の御なふ
しゆ御ほうびのつひでにハ、御使人いちく（内）ゑんまん
ニ専はこくみ給へと、氏子を次、門をならべ、しそん
はんしやうの御よろこびを、さつけおハしませと、当
國ニハ徳をひろめ、りんごくにはなをあげ、長者之身
とあほがれ、かうべにはくはつをさゝげ、きはくのよ
ハひをたもたしめ給へと、正一出石大明神一位の王人、
二位のきさきのみや、七社の王人、おそれ／＼謹言申、

以上

明暦二年九月吉日 宮治神床家 花押

同庄左衛門殿 まるる

昔之書申たる御座候へ共、余ニふるくしてしみとおし候間、
書なをし候間、重而よき手を以、書なをし可被申候、以上
○以下四通、「神床氏古文書纂」によつて補う。

三八 出石神社華表記 延宝四年正月

明神之祠、昔時甚莊嚴、会永正元年兵乱之蜂起、華表
焼失、茲但州出石太守藤小出備前守吉之、歛其墮地之
久、而祭祀之廢、葺修祠宇、新建華表、且使武江佐々
木氏玄龍大書祠号、以掲于華表、

延宝四年丙辰之春正月穀旦

三九 小出英安社領寄進狀 天和二年正月十一日

奉寄付但馬国出石社一宮、
広田上田式反 分高式石六斗
宮前上田式反 分高式石参斗四升

1 出石の在地中世文書

上田九畝拾五歩 分高庵石武斗參升五合
同所 同所
屋敷三反四畝武拾七步 分高參石武斗參升七合

高合九石四斗庵升武合

右者、為御供所、祖父大和守(小出吉英)所奉寄付也、如先規、宛

行之者也、

天和壬戌(二)年正月十一日

但馬城主

小出備前守英安（花押）

神主殿

神床殿

三〇 小出英安屋敷地寄進状 天和二年正月

奉寄付但馬国出石社一宮

宮前
屋敷老反八畝

高武石參斗四升

右者、祖父大和守(小出吉英)奉寄付也、如先規、宛行之者也、

神床殿

天和壬戌(二)年正月

小出備前守英安（花押）

三二 但馬国一宮領神戸郷絵図 鎌倉時代

○以上四通「神床氏古文書纂」によって補う。

○卷頭写真参照。

(二) 川崎文書 旧出石郡荒木村 川崎六郎右衛門氏旧蔵
(史料編纂所影写本による)

○「川崎文書」は明治二十一年三月に修史局編集長重野安繹が採訪、同二十三年七月に影写し、東大史料編纂所に架蔵されている。原本は、その後、社格申請のために内務省神社局に提出中、関東大震災で焼失し、地元には写本が返却されている。返却のさい、左の証書と、宮地直一の添書が付されている。

「右須義神社古文書一巻

原書当局ニ提出ノ處、去ル大正十二年九月一日ノ震災ニ焼失シタルコトヲ証ス、

大正十四年九月一日 内務省神社局（公印）

三三 菅庄八幡宮祭田修理田注文案 寛喜二年二月 日 文永八年十一月 日写

但馬国菅庄八幡宮祭田修理田事

合

一、月々祭田分

武段 正月一日祭

武段 正月三日祭

武段 正月七日祭

武段 正月十五日祭

武段 正月十七日祭

武段 二月一日祭

南方地頭分

武段 二月初卯祭

武段 三月三日祭

武段 四月三日祭

武段 五月五日祭

武段 六月晦日祭

武段 七月七日祭

武段 七月十五日祭

武段 八月十五日祭

武段 九月九日祭

武段 九月十五日祭

武段 十月十五日祭

武段 十一月初卯祭

武段 十二月十五日祭

一、講田分

武段 八月十五日八講 壱段 九月九日若宮講田

自南方地頭方
自南方地頭方

一、修理田分

五段 八幡宮修理

自南方地頭方

壹段 神子屋修理

自北方地頭方

武段 新堂修理

甲良殿修理

武段 八幡宮畠田

自北方地頭分

壹町武段 供僧田六供

五段 御油田

自南北地頭方
此内武段者畠

壹段 神子艶田

八月十五日

土器田
自北方地頭方

一、五段

杓森田
自北方地頭方

参段

都合柒町陸段

一、八幡宮山膀余帳事

一、西方者

大タウケノナカレ尾ヨリ内サケ谷トカウ

ス、

一、北者 橫尾ノ峰ヲサカツテ其内也、

一、東者 下村イナイ谷ノ西ノ西ノヒライヲ限、

一、丑寅者 日谷ノタツミ丑寅ムキノヒライヲ限、	一、講田分
一、大菩薩者 北方地頭方ニ御社立也、仍彼宮山者、	二段 八月十五日八講 一反 九月九日若宮
悉地頭分ト云々、	□ □ <small>(自北 講田)</small>
寛喜式年二月 日	一、修理田
文永八年十一月 日 公文在判	五段 八幡宮修理 自南方地頭方
三三 菩庄八幡宮祭田講田修理田注文案	一反 神子屋修理 自北方地頭方
文永八年十一月 日	二反 新堂修理 此内壱反、自北方地頭分
(前欠)	二反 甲良殿修理 自北方地頭分
三段 正月十七日御祭 二段 二月一日御祭	二反 八幡宮畠田内 一反流失、自北方地
是 ^ハ 南方地頭方分	□ <small>(頭方カ)</small>
二段 二月初卯御祭 二段 三月三日 御祭	一丁二反 八幡宮 供僧田 六供
二段 四月三日御祭 二段 五月五日 御祭	五反 构森祭田 自北方地頭方
二反 六月晦日御祭 二反 七月七日 御祭	五反 御油田 八幡宮 自南北地頭殿方 二反畠
一反 七月十五日御祭 二反 八月十五日御祭	一反 神子けわい田 八月十五日
二反 九月九日御祭 一反 九月十五日 御祭	三反 八幡宮 ふかうさ田 自北方地頭方
二反 十月十五日御祭 一反 十一月初卯御祭	都合柒町陸段内 畠二段 田一反流
一反 十二月十五日御祭 一反 正月十五日餅	<small>(失 在判カ)</small>
文永八年十一月 日 公文	

二 中世の出石

大
中村
参段
中ナハテ
丸段半
ノ、下
半
同島小在
カイシリ
代四百文
マロ山ノヨシ此内反マツリ田武反
四段廿歩此内大廿歩正安比在
シムカイ一所
シムカイ一所
西高ハタ下
一所
代五十文
代五百五十文
代式貫文
貞行名坪付并田畠山林注文案

貞行名坪付并田畠山林事同山林

合
壱名者

右件名主職者、源慶宗重代之所帶也、然間、相副次第文書等、源吉房所讓渡、寔正也、雖致末代仁不可有他人之妨、但、於領家御公事等者、無懈怠、可致其沙汰也、仍為後代龜鏡、讓狀如件、

永仁式年三月二日 源慶宗(花押)

三五 貞行名坪付并田畠山林注文案

嘉曆三年五月六日

宛行

(袖判)

八幡宮領但馬国菅庄内、宗友名々主職事、源彦鶴女仁所宛行也、社家御年貢并御公事以下、無懈怠、可致其沙汰之状、如件、

建武四年丑三月十日

三七 源彦鶴女宗友名々主職讓狀
觀応三年三月五日
(八
橋)
やわたの御りやうたちまのくにすけのしやうのうち、
馬
国
菅
莊
(内
彦
鶴
(宗
玄
ねとも名の名主しきハあさなひこつる女ニあてゝ御

三四 源慶宗宗友名々主職讓狀 永仁二年三月二日
讓与 但馬国菅庄八幡宮御領内宗友名主職事

合
壱名者

シムカイ 一所 参百文
右、彼名田者、他人不可妨有者也、仍為後日、坪状如件、

〔奥書〕
「やすの□殿わひ事申子細候てつけたる物にて候」

三六 某袖判宛行状案

嘉曆參季伍月六日 沙弥源阿 判在
建武四年三月十日

（宛）
あてふミを給て候へとも、ちやくしたるニよりて、と
く松丸ニ御くたしふミをそへてなかくゆつりわたししま
いらせ候、これよりほかには、又、やくそくしたるか
たなく候へハ、のちにいらんわつらひを申物候ましく
候、御ねんくう御くしを、ふほうなくさたをいたして
いつまでもたせ給候へし、よてのちのため状如件、
（観）
くわんをう三ねん三月五日みなもとのひこつる女
（原）
（略押）

(袖判)

菅庄為當年所務、所被下遣御使行心法師也、御年貢以
下濟物等、任先例、可致其沙汰、去年寄事於前預所上
野寺主、年貢以下一向無沙汰、太不可然、所詮、於當
年者、無未進懈怠、隨彼所勘、可致其沙汰者也、兼又、
御使在庄之間、厨雜事、上洛之時、衣裳草手等、可守
沙汰之間、依、長吏仰、執達如件、

三六 宗友名々主職宛行狀
觀應三年五月十二日

宛行 菅庄宗友名主職事

合壹名者

右名主職者、源徳松丸重代相伝地也、領家・地頭御年

貢·御公事無懈怠、令勤仕、可令知行、仍執達如件、

觀応三年五月十二日

預所 藤原為益（花押）

兼官法眼御房

吉庄御年貢事、放生会以前、嚴密可被致其沙汰之由、安良禪門可被催促之由、仰所候也、仍執達如件、
應安二年
八月六日
明增

周易

明增

(袖
判)

三
菅庄年貢催促狀〔折細〕
應安二年八月六日

沙汰人百姓等中

延文四年九月二日 沙弥寂然

沙汰之間、依長吏仰、執達如件

御使在庄之間、厨雜事、上洛之時、衣裳草手等、可守

應安二年三月日

三一 菅庄年貢請取狀 應安三年十二月十七日

(袖判) ○花押は三三〇号に同じ。

請取 用途事

合柒貫文者

右菅庄當年請料内、所請取之狀、如件、

應安三年十二月十七日 法眼良勝

末次六郎入道沙弥道了(花押)

三一 菅庄年貢請取狀 應安四年卯月三日

(袖判) ○花押は三三〇号文書に同じ。

請取 用途事

合伍貫者

右當年菅庄請料内、且所請取(之狀カ)如件、

應安四年卯月三日 家繼

三一 菅庄年貢請取狀 應安四年五月十九日

(袖判) ○花押は三三〇号文書に同じ。

請取 用途事

合武貫文者

右當庄當年請料内、且所請取、如件、
應安四年五月十九日 良勝

讓狀如件、

讓渡

但馬國菅庄貞有名田畠事

合壱名者
坪付本証文別紙在之、
但、今宗友名云々

右於彼名田畠者、末次六郎入道沙弥道了、為重代相伝
地、雖令知行、機屋十郎(ママ)左衛門尉紀政教為養子間、

永代讓与处分明也、有限御公事等、無懈怠、可令勤仕、
於彼名主職者、無他人妨、可知行者也、仍為後日龜鏡、

讓狀如件、

三五 沙弥明尊宗友名打渡状

永和元年十二月十三日

三七 長吏某袖判御教書

永和三年七月廿四日

(袖判)

打渡但馬国菅御庄八幡宮領宗友名事

○機屋十郎左衛門尉紀政教に同じ。

右彼名田者、畠屋十郎正則為譜代相伝地、支証炳焉之間、任理運、打渡之處也、早於御年貢以下御公事等者、守先例、可致其沙汰、仍渡之狀、如件、

永和元年十二月十三日 沙弥明尊（花押）

三六 長吏某袖判御教書

永和三年七月廿四日

(袖判)

当庄為所務、所被下遣本社神人也、隨彼所勘、御年貢

御公事物等、嚴密可致其沙汰、次在庄之間、厨雜事、上洛之時、衣裳草手、任先例、可致其沙汰之旨、依長吏仰、下知如件、

永和三年七月廿四日 法眼尚宗 奉

菅庄名主沙汰人等中

三八 宗友名宛行狀

永和四年九月廿九日

宛行

但馬国菅庄内宗友名事

依為重代名田、紀氏（機屋）はたやの十郎正則ニ所宛行也、但、於御年貢御公事等者、無沙汰あるへからず候、若無沙汰之時者、公方の御沙汰として、名田を可被召上者也、此上者、他人のいらんあるへからず候、仍宛状如件、
（違乱）

永和三年九月廿九日

預所祐宗（花押）

三元 宗友名宛行状 康暦元年六月廿九日

(但馬國) 菅^{正則} 〔宗友名〕
たちまのくにすけのしやうのうち、むねともミやうの
こと、ゆせたるにて、はたやの十郎まさのりにあて
おくなわるところしちなり、
かうりやくかね六月廿九日 さたむね(花押)

西 沙弥道清讓状 明徳四年五月十二日

ゆつり上事

但馬国^菅すけの庄宗友名^事

合壱名者
右ちやくしたるに仍、ちうたいさうてんの口 文書て手
つきあいそへて、まこ三郎ニゆつりわたすところなり、
但、いつれの子にてありとゆふとも、いらんわづらい
お申候ハんする子口、ふきようの人たるへし、このし
たおもん口せんくませんほうしハふらせられ候へく候、
并くミのしやうのくまたにのこくるす名文書あいそへ

て、ゆつりわたく所状、如件、

明徳四年五月十二日 しやミニ法名道清(花押)

西 西之坊賢禪讓状 文亀三年六月一日

(端裏書)祠堂
「したう米」

讓渡出石郡下地之事

合壱段者^{奥矢根} 〔作職者左衛門〕

右彼下地者、依有由緒、賢禪法師師導物として、分銭
壱貫貳百文可納候、此旨をむす方々可納取候、仍為後

日支証状、如件、

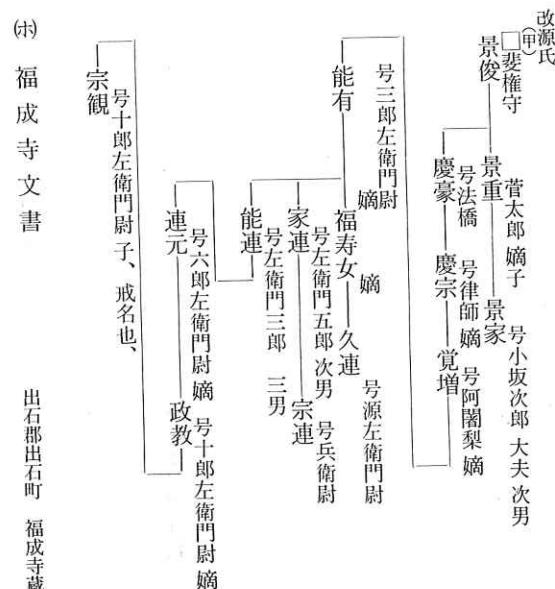
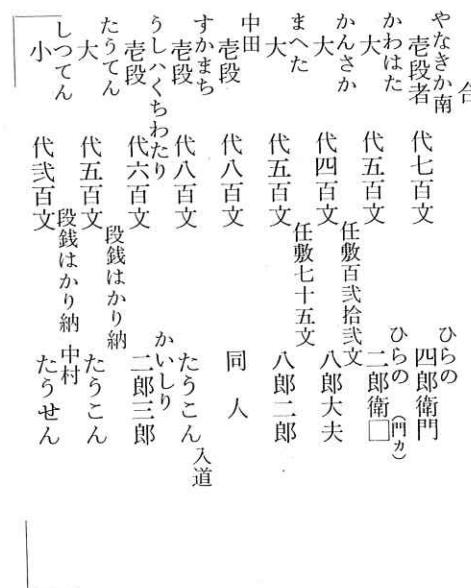
文亀三年六月一日 西之坊 賢禪(花押)

中村	乗俊房	乗範房	卿公
八郎左衛門	助四郎	同	
大良四良			

西二 菅庄はんぞん名指出 大永七年十二月十二日

三五 貞久半名田數坪付注文

貞久半名田数□□坪付之事



「出石神社所蔵惣持寺文書」は、史料編纂室所蔵、では、「福成寺文書」として収められている。以下の文書は、影写本にあって、「出石神社所蔵惣持寺文書」に漏れたものであるが、*印を付した前の二通も惣持寺関係の文書で、福成寺には現存しない。

奥 菅庄貞行名相伝系図

三七 * 某黒印下知状（切紙） 天正十三年九月廿五日

い但
御宿所

〔手院材木〕
せんしゆあんのさいもく事にて、まいらせ候あいた、
いたれも御らんあるましく候、事わりこく候かたへ
うけ給候へく候、
〔宍石城〕
いつしろより

大くわんたちへまいる 黒印

天正十三年九月廿五日巳刻

三八 羽柴秀吉書状（折紙） 六月二十四日

禁制 福成寺広原谷中
一、軍勢甲乙人乱妨狼籍事

一、陣取放火事

一、伐採竹木事

右条々、堅令停止訖、若於違背輩者、速可处罚科者

也、仍如件、

三月晦日 築前守（羽柴秀吉）
(花押)

三九 羽柴秀吉禁制 三月晦日

但筋一揆為成敗、來廿七日令出馬候、然者、其表江赤
〔弘通〕
松殿、神子田半左衛門、木下平大夫、蜂須賀小六差越
候、様ニ候ハ、其方者城ニ被相殘、自志三郎左、
右之衆と一手ニ可被相勵候、於様子者、兩三人ニ申含
候、一揆申付候者、我等も自但筋、直ニ其表可相勵候
条、其節可申承候、恐々謹言、

注置条々事

一〇 福成寺善正法式条々定書 天正十五年四月十三日

六月廿四日 羽藤 秀吉（花押）

一 興正寺様、天正十五四月六日ニ至銀山被成御下向、
同九日迄被遊御滯留、翌日十日仁福成寺迄被移御座
候、而十二日之日中、光妙寺江被成御下、同十六日

早旦、丹後國至九世戸御參詣之事候、并之在所宮津
(細川藤孝)
 之長岡兵部大輔殿、以執心、一夜被成御逗留(儀以下同)
 従其、丹波通御帰寺之事ニ候、

一御影様守護之事、右者五人替之坊主衆御番被申儀候
 キ、御下向之刻、此坊衆又かいの衆被呼出、御開
 山様之御守之事、當福成寺宮内卿善正為一人、可致
 守護候旨、堅依被仰出、不顧斟(カ)酌、閣迷惑處、御請
 ヲ申、応御意事候、

一法義万端之法式已下迄、以御談合之上、相定處如件、

福成寺

天正十五年四月十三日

善正（花押）

右衛門督入道常熙（花押）

垣屋越前守殿

○この文書 裏に山名常熙の花押がある。

半方々買得云々、依之、本堂云社頭破壊倒年久、甚
 不可然、所詮、停止方々買得、還付寺社、專造營、神事
 左衛門ニ下地於被申付、別當称宜兩大方へ年貢於取渡、
 可致寺社興行由、固可被申付、若又内藤致無沙汰私曲
 者、可為二舞間、可處罪科也、能々可有存知狀、如件、
 ○永享元年十二月八日

(イ) 兵主神社文書

出石郡薬王寺村 兵主神社旧蔵
(史料編纂所影写本による)

2 鎌倉時代の出石とその周辺

三 山名常熙判物

永享元年十二月八日

但馬国出石郡薬王寺社領事、四町六段之内、武町五段

三 醍醐寺文書目録

文治二年四月八日

醍醐雜事記十五 鎌倉遺文

一ノ八四号

(前略)

但馬国

一結 藤井庄文書
(城崎郡)

一結 大坊庄文書

一結 三个庄国免

一結 三个庄施入文書

一結 井後庄文書

一結 河会寺文書
(義父郡)

一結 吉景所領田畠文書

已上未沙汰文書櫃納

(中略)

文治二年四月八日

三宝院上座禪忠
上座前從儀師
(花押影)〔義演〕
「寅云、為後代、予透写之。」

但馬国

(中略)

内宮役夫工料未済注文
内宮役夫工作料未済成敗所々事三
内宮役夫工料未済注文
吾妻鏡
文治六年四月十九日謙倉遺文
一ノ四三九号

(中略)

文治二年六月廿一日

御判
(源賴朝)糾断非道又可停止濫行国々事
(中略) ○五畿・伊賀・伊勢・尾張・近江・美濃・
但馬(國) ○因幡・伯耆・出雲・石見・山陽道八か
右件卅七ヶ国々、被下院宣、糾定武士濫行方々之僻
能登・越中の二十三ヶ国、若狭・越前・加賀・
事、可被直非道於正理也、

(中略)

三
源頼朝奏状

吾妻鏡 文治二年六月廿一日

鎌倉遺文
一ノ一二六号

抑此内別紙注分所廿ヶ所事、家人知行地内、未請取配